

⑤今後の災害への備え

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iii)政府の危機管理体制の強化等を検討する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付においては、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす様々な緊急事態に迅速かつ的確に対処することができる体制を構築するため、また、政府全体として総合力を発揮することができるよう、これまでも、3.11 東日本大震災の影響等を踏まえた内部検証を実施するとともに、同検証に基づき、事案対処マニュアルの改訂、緊急参集チーム協議運営に係る内部体制見直し等、様々な緊急事態に対処するための体制を整備するとともに、その充実に努めてきているところである。</p>		
当面（今年度中）の取組み		
<p>3.11 東日本大震災においては、各種のインフラ等に甚大な被害が発生するとともに、事案が複合化かつ長期化する中、官邸における情報収集を含む各種のオペレーションにも多大な負荷が掛かった。</p> <p>このような大規模かつ複合的事案の発生は、例えば首都直下型地震、東海・東南海・南海の三連動地震など、今後とも十分に起こりうることが指摘されており、こうした事案に対しても的確な対応を行うため、危機管理センターを含む官邸（政府中枢）における危機管理機能をさらに強化しておく必要がある。</p> <p>このため、官邸におけるソフト・ハード面を含めた危機管理体制やバックアップ体制等について、民間企業や諸外国政府を対象とした調査等も踏まえた検証を行い、我が国官邸における危機管理体制強化に向けた分析・検討を実施する。</p> <p>また、緊急事態発生時における官邸危機管理機能の継続に直結する情報集約、情報共有機能について、必要な整備を推進する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付においては、今後とも、国及び国民の安全を守るため、大規模な自然災害を始めとする様々な緊急事態への対処の在り方について不断の点検を行い、危機管理体制の充実・強化に努めるとともに、上記の検証・検討結果に基づき、官邸（政府中枢）の危機</p>		

管理機能の一層の強化に向けた、より具体的な検証・検討を推進する。
また、情報集約、情報共有機能の向上に向けた整備に関し、検討を進める。

期待される効果・達成すべき目標

危機管理センターを含む官邸(政府中枢)におけるソフト・ハードを含めた体制や官邸のバックアップ体制等について、2011年度中に各種の検証・検討を実施し、当該結果に基づき、我が国官邸(政府中枢)の危機管理体制強化のための分析を行うとともに、今後想定される大規模地震災害等への適切な対応を行うことができるよう体制を強化する。

また、2011年度中に高度情報集約システム、情報共有システムの整備を進めることにより、迅速かつ効率的な情報集約と情報共有を可能にする。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v)	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生の推進に係る有識者ボードにおける議論を踏まえ、都市の再生に係る施策の基本的な方向性を定めた都市再生基本方針について、東日本大震災の経験から得られる教訓を踏まえた見直し等を行った(平成 23 年 10 月7日閣議決定)。 ・また、都市再生の推進に係る有識者ボードに防災ワーキンググループを設置し、ターミナル駅周辺等の人口・機能が集積したエリアの防災対策の強化を図るため、エリア単位での防災計画に係る新たな枠組みについて検討を行っているところ。 		
当面(今年度中)の取組み		
ターミナル駅周辺等の人口・機能が集積したエリアの防災対策の強化を図るため、エリア単位での防災計画に係る新たな枠組みの検討を行う。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
エリア単位での防災計画に係る新たな枠組みに基づいて作成されるエリア単位の防災計画に係る取組を促進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
大規模災害発生時における人的・経済的被害が抑制され、都市機能の維持・継続性が確保されることが期待される。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(xv)	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>「当面の宇宙政策の推進について」(平成 22 年8月 27 日宇宙開発戦略本部決定)等に基づき、準天頂衛星開発利用検討 WG 及び宇宙開発戦略専門調査会の報告を経て、平成 23 年9月 30 日に「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的考え方」を閣議決定及び宇宙開発戦略本部決定した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>上記閣議決定及び宇宙開発戦略本部決定に基づき、24 年度から事業を本格稼働するため、実施が必要となる実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用に向けた必要な調査を実施する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>上記閣議決定及び宇宙開発戦略本部決定に基づき、実用準天頂衛星システムとして 2010 年代後半を目途にまずは4機体制を整備する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>効果: 産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資する。</p> <p>目標: 2010 年代後半を目途にまずは4機体制を整備し、将来的には持続測位が可能となる7機体制を目指す。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x vi)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>情報セキュリティ 2011 に基づき、情報セキュリティの視点から、災害時に強靱な情報システムの構築等、大規模災害時における安全性・信頼性の向上を図るための検討を行っている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>情報セキュリティ 2011 に基づき、情報セキュリティの視点から、災害時に強靱な情報システムの構築等、大規模災害時における安全性・信頼性の向上を図るための検討を行うため、調査を実施予定。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>調査結果等を踏まえ、災害時に強靱な情報システムの構築等を政府機関や重要インフラ事業者等への政策に反映すべく検討を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>(注) 定量的な効果・目標は示すことはできない。</p> <p>現時点において、災害時に強靱な情報システムがどのようなものかを検討している途上であり、また災害時に強靱な情報システムの形態が判然としない中、示すことはできない。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(i)及び(iii)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>平成23年8月に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震の地震モデルについて、検討を進めている。また、平成23年9月に「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、首都直下地震発災時に650万人とも想定される膨大な数の帰宅困難者の発生に備えた官民連携による対策について検討を進めている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>「南海トラフの巨大地震モデル検討会」については、平成23年12月を目途に想定震源域等の設定の考え方について中間とりまとめを行い、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」については、平成24年春に中間報告を行う。</p> <p>さらに、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告を踏まえ、ライフライン・交通施設等のインフラの被害推計と復旧の在り方について、東日本大震災を踏まえ、検証を行う。また、東日本大震災における公的機関の庁舎等の被災状況を踏まえ、震災時における公的機関の業務継続体制の強化について検討を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>東海・東南海・南海地震対策については、文部科学省による南海トラフの長期評価の結果も踏まえ、地震動及び津波高さ等の推計結果をとりまとめた上で、被害像の明確化を行い、これに基づいて具体的な対策の取りまとめを行う。</p> <p>首都直下地震対策については、関東大震災を引き起こした相模トラフ沿いで想定される巨大地震について、その地震像の検討を行うとともに、東日本大震災の被害状況及び最新の知見を踏まえ、これまでの首都直下地震の地震像及び被害想定を検証を行い、防災対策の見直しを進める。また、帰宅困難者に係る官民連携の対策についても、引き続き検討を行い、その対策の取りまとめを行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>東海・東南海・南海地震及び首都直下地震発災時における被害の軽減に資する。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり 及び (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員 及び ⑤今後の災害への備え	作成年月
目	②(ii)ハ 及び⑤(ii)、(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
津波避難困難地域における津波からの避難対策の推進に資するため、平成 17 年に津波避難ビル等に係るガイドラインをまとめ、津波避難ビル等の普及を進めてきた。		
当面(今年度中)の取組み		
<p>今般の震災を踏まえ、「津波避難ビル等に係るガイドライン」の改訂を予定している。また、津波防災地域づくりに関する法律案の管理協定が締結された津波避難施設に係る税制特例措置を国土交通省と共同で検討している。これらをもって、住民の緊急的な避難場所となる津波避難ビル等の整備の促進を図る。</p> <p>また、災害時の津波警報、避難勧告等の災害に関する情報を個人レベルまで迅速・的確に伝達するシステムのあり方について、検討を行う。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
津波対策の推進に関する法律を踏まえ、津波浸水予測の実施やハザードマップの作成等、避難を軸とした津波対策を総合的かつ効果的に推進していく。		
期待される効果・達成すべき目標		
津波に強い国づくりを進め、津波被害の軽減を図る。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(V)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>災害時に孤立可能性のある集落に対して、災害時の救急、救助、情報収集などを行うために必要な通信手段である衛星携帯電話を配備する地方公共団体への支援として、平成23年度に地域防災力向上支援事業を創設。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>平成23年度第3次補正予算において、災害時に孤立可能性のある集落に対する衛星携帯電話の配備をさらに進めていく。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>引き続き、地域防災力向上支援事業により、災害時に孤立可能性のある集落への衛星携帯電話の配備を進める方向で検討。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>災害時に孤立可能性のある集落約1万9千箇所のうち、孤立可能性が高く、通信手段が途絶する可能性が高い集落を中心に、あと4年程度で約半数の集落への衛星携帯電話の配備を進めることを目標とする。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vi)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災において医療施設や行政機能も津波によって被害を受けたこと等を踏まえ、広域的被害をもたらす大規模な自然災害への対応を想定し、災害応急対策を実施する際に必要となる様々な機能を有した船舶のあり方や導入の可能性について、関係機関の参加のもと、国内外の事例も含め、調査・検討を行うこととした。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>民間企業(海運・客船関連企業等)、研究機関(海洋・船舶、医療、危機管理等)、医療機関(災害時医療関係)、地方公共団体、関連府省(内閣官房、内閣府、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省等)等の関係者10名程度からなる検討会を設置、災害時多目的船についての国内外の事例調査、①用途、②必要となる機能、③調達の方法・既存船の活用、④維持・管理の方法及び費用、⑤運用に当たっての課題、⑥その他、平時における運用方策・費用対効果などを検討し、報告書を作成する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
平成23年度末までに完了予定。		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>災害時多目的船(病院機能も有する)の必要性、調達の方法、維持管理の方法、運用上の課題などを調査・検討することによって、新たに取得するのか、現有の船舶が活用できるのかなど、費用対効果等の方向性を示すことによって、今後の大規模災害時の災害応急対策の可能性を検討する。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項目	⑤今後の災害への備え及び⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承	作成年月
目	⑤(ix)及び⑥(ii)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災について、各種機関が持つ映像等を活用し、津波に関する啓発用教材を作成・配布するための作業計画を検討しているところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災について、各種機関が持つ映像等を活用し、津波に関する啓発用教材を作成・配布するとともに、内閣府のホームページを整備する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>東日本大震災で行政担当者や、地域住民から得られた証言集、災害映像や写真から、災害の教訓を導き出し、それを継承するためのコンテンツを制作し、ホームページ等で提供する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>東日本大震災から得られた教訓から学び、これを継承することにより、国民の防災意識がより一層向上し、災害被害を減らすための取組が自発的に行われることが期待される。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x iv)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>発災時における適切な応急対策活動には、被災状況の迅速かつ統合的な把握が重要であるため、内閣府では災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図ることを目的に、地震被害早期把握機能（DIS）、人工衛星等を活用した被害早期把握機能（RAS）、情報共有機能（PF）を有した「総合防災情報システム」を構築して運用を行っている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>総合防災情報システムの安定的な運用に努めるとともに、各省庁の防災担当者に対するシステム操作訓練の実施、より操作性を向上させるため道路規制情報の入力時間短縮、ヘリ位置情報システムで撮像された画像の閲覧、被害情報入力フォーマットの見直し等の機能拡張・機能改善、基盤地図データの最新化に取り組む。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>総合防災情報システムの継続的かつ安定的な運用に努めるとともに、各省庁の防災担当者に対する定期的な操作訓練の実施等に取り組む。</p> <p>また、地方公共団体、国民等への情報配信についての検討をすすめ、システムの利用拡大を図る。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災情報の精度の向上と入手時間の短縮化・効率化により、迅速な意思決定及び情報の共有・提供が可能となる。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x iv)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図るため、平成 22 年度から総合防災情報システムを整備してきたところ。当該システムの情報は、地上系の中央防災無線網を介して防災関係機関が共有できるところであるが、この度の東日本大震災の教訓から、衛星系の中央防災無線網でも当該システムの情報を共有できるよう、既存の衛星通信ネットワークの機能拡充を図ることとしたもの。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>防災関係機関に設置している衛星通信設備を、インターネットで利用されている通信方式（IP化）を採用し大容量化した設備とすることにより、機能拡充を図るもの。具体的には、指定行政機関等の 20 設備、指定公共機関の 18 設備を更新するもの。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
検討中		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>総合防災情報システムの防災関係機関との情報共有が可能となるとともに、地上系通信回線不通時の通信を確保することができるため、今後も順次、防災関係機関の衛星通信設備のIP化を図る。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(xvii)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」での審議に資するよう、岩手県、宮城県、福島県の津波被害を生じた計9市において、住民や市役所、消防団、学校、社会福祉施設、民間企業等に対する面接調査を実施したところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災では、想定をはるかに超える地震・津波により甚大な被害が発生したが、今後の減災に向けて、津波来襲時における被災者や各関係者の対応状況について、より詳細な調査・分析が不可欠である。</p> <p>そのため、被災地の行政担当者や地域住民等から、発災時やその後の対応状況、体験談等についての聴き取り調査等を実施する。また、それらを証言集等としてまとめるとともに、検索可能な電子アーカイブとして保存する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>－(平成23年度第3次補正予算において措置)</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災地の住民等に対する避難状況等に関する実態調査を行い、地震・津波情報の入手・伝達状況、発生時の避難行動・対応状況等を明らかにし、今後の地震・津波対策に反映するとともに、東日本大震災の経験を教訓として後世に伝えることにより、地震や津波による被害の軽減に資する。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(xviii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
－(平成 23 年度第 3 次補正予算において措置予定)		
当面(今年度中)の取組み		
被災者の生活再建に当たり、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加えて、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたる生活再建をきめ細かく支援するための方策について検討する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
－(平成 23 年度第 3 次補正予算において措置)		
期待される効果・達成すべき目標		
本事業は、今後いつ発生するか分からない災害に備え、被災者の総合的な生活再建方策を検討するものであり、これにより、被災者・被災世帯の生活全般にわたるきめ細やかな支援が可能となる。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x ix)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>－(平成 23 年度第 3 次補正予算において措置)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災を受けて、被災地県市町村の地域住民等に向けた被災状況等の調査を行い、その中で、避難所・避難生活に関する実態把握を進める。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>今後起こりうる災害に備えて、避難所における良好な生活環境を確保する観点から、東日本大震災における避難所の運営状況や、全国の避難所計画の実態調査を通じて、良好な生活環境を確保する取組や支援の在り方を検討し、都道府県市町村向けの取組指針を作成・周知する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>今後起こりうる災害に対して、避難体制の事前の構築を支援し、発災時の被害を最小限に留める効果が期待される。避難所の生活環境を確保するための考え方をとりまとめ、地域の防災計画や、避難所計画の策定、都道府県市町村の避難所運営マニュアルの作成推進に向けた支援活動を行う。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	<p>(v) 大災害時に、「公助」を担う主体である警察、消防、海上保安庁、自衛隊等による長期間、広範囲かつ大規模な避難活動、救援活動や救急・救出救助活動が迅速に行われるとともに、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保する。また、最大規模の外力に対するリスク評価、防災拠点（災害に強い施設）・情報伝達体制・警戒避難体制の整備、社会基盤の防災対策の強化とルートの多重化、必要な技術開発、災害に強い供給網の構築、企業の事業継続の取組みの促進等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>あわせて災害時に道路網を有効活用し円滑な輸送に資するための情報化等のソフト施策を推進する。</p> <p>(vi) 今回の地震・津波災害、原子力災害に対する、警察、消防、海上保安庁、自衛隊や「共助」を担う主体である消防団などの装備や活動等を踏まえ、災害応急対策の能力を強化し、後方支援（メンタルケアや託児支援を含む）を含む災害対処能力を向上させる</p> <p>(略)</p> <p>また、警察、消防、海上保安庁、自衛隊は災害時において情報共有等一層の連携の強化を図る。</p> <p>(vii) (略) また、国と地方公共団体の連携強化を図るため、自衛隊等の関係機関が防災訓練に積極的に参加する。(略)</p>	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>① 警察施設の耐震化 大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす重要な施設として、警察本部及び警察署の耐震化を各都道府県警察において推進している。</p>		
<p>② 信号機電源付加装置の整備等【再掲 5(1)②(ii)】</p>		
<p>③ 広域交通管制システムの高度化等 交通情報提供の拡充を推進する一方で、警察庁が管理・運営している広域交通管制システムにより、各都道府県警察が運用している交通管制システムにより収集された渋滞情報等の交通情報を簡易・迅速に警察庁で把握する取組を行っている。</p>		
<p>④ 警察情報通信の維持・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震等の自然災害を想定した訓練 ○ 災害時の通信機能維持に必要な資機材の整備のための予算要求等、災害時に警察活動に必要な通信を迅速・的確に確保するための態勢の強化に取り組んだ。 		
当面(今年度中)の取組み		

① 警察施設の耐震化(当面の取組段階) 警察本部及び警察署の耐震化を促進させるため、平成24年度予算において、警察本部及び警察署の耐震改修に要する経費に係る補助金を予算要求している。
② 信号機電源付加装置の整備等(当面の取組段階)【再掲 5(1)②(ii)】
③ 広域交通管制システムの高度化等(当面の取組段階) 引き続き、広域交通管制システムの高度化を進めるとともに、提供する交通情報の質的向上を図る。
④ 避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等(当面の取組段階) 警察による避難誘導、救出救助等の能力向上のため、 ○ 想定浸水域やEPZの拡大による避難誘導の長期化・広域化・大規模化を見据えた、都道府県警察における活動要領の見直し及び避難時要援護者に関する調査についての都道府県警察への指示 ○ 災害時における業務継続計画の策定についての都道府県警察への指示 ○ 地方公共団体における総合的な防災訓練に警察の広域緊急援助隊等を参加させるなど、機関相互の連携の強化 ○ 津波災害・原子力災害における救出救助、避難誘導、情報伝達等に有効な資機材の整備のため予算要求 ○ 津波災害・原子力災害を想定した訓練の企画・立案 ○ 広域緊急援助隊の在り方(活動拠点の検証、活動期間の延長等)についての検討 ○ 警察庁における防災業務計画及び業務継続計画の改定についての検討を実施する。
⑤ 警察情報通信の維持・強化(当面の取組段階) 引き続き、警察情報通信の維持・強化に取り組む。
中・長期的(3年程度)取組み
① 警察施設の耐震化(中長期段階) 引き続き、大規模災害時に防災拠点となる警察本部及び警察署の耐震化を促進する。
② 信号機電源付加装置の整備等(中長期段階)【再掲5(1)②(ii)】
③ 広域交通管制システムの高度化等(中長期段階) 広域交通管制システムの高度化等を完了し、新システムの運用を開始するとともに、引き続き、提供する交通情報の質的向上を図る。
④ 救助、避難誘導等の災害対処能力の向上等(中長期段階) ○ 政府における各種計画の改定、被害想定に係るシミュレーション技術の向上、防災まちづくりの進展等を踏まえた、都道府県警察における訓練、計画策定等の定期的なフォローアップ ○ 技術開発の動向を見据えた、救出救助、避難誘導、情報伝達等に有効な資機材の継続的・計画的予算要求 ○ 新たな活動要領の定着や関係機関との連携強化を含み、かつ、達成状況に照らし想定を厳格化した津波災害・原子力災害訓練 ○ 広域緊急援助隊の在り方に関する検討結果を踏まえた派遣計画の改定及び自活能力の向上の推進を実施する。
⑤ 警察情報通信の維持・強化(中長期段階) 引き続き、警察情報通信の維持・強化を実施する。
期待される効果・達成すべき目標
① 「警察施設の耐震化」について 警察本部及び警察署の耐震化を図ることにより、大規模災害時における防災拠点としての機能を確保し、災害対処能力を向上させる。
② 「信号機電源付加装置の整備等」及び「広域交通管制システムの高度化等」について 停電時においても安定的に信号機の機能を維持するとともに、交通規制の指導・調整に必要な情報収集能力の向上、及び交通情報提供の迅速・適正化を図ることによって、円滑な避

難、支援物資の供給等を実現し、もって災害に強い交通・物流網を構築する。

信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等の推進については、整備事業費の一部が国庫補助の対象となるものの、整備数は都道府県警察における予算の状況に左右されるため、現状で数値目標を定めることは困難である。

また、平成 24 年度中に広域交通管制システムの新システム運用を開始する。

③ 「救助、避難誘導等の災害対処能力の向上等」について

津波災害、原子力災害を始めとする、大規模な災害が発生した場合における長期間、広範囲かつ大規模な避難誘導や救出救助等を迅速に行うための態勢を整えるなど、災害対処能力を向上させる。

④ 「警察情報通信の維持・強化」について

警察情報通信の耐災害性を強化し、災害発生時においても、警察活動の基盤である警察情報通信の機能を維持し、被災者の避難誘導、救出救助、迅速かつ的確な捜査活動等の警察活動を継続する。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(x) 津波災害における避難誘導のあり方を再検証し、対策の見直しを進める。また、災害発生時にも治安上の問題が生じないように、治安関係機関の対処能力を強化するとともに、地域社会の絆を強化し、防犯設備の計画的配置や防犯ボランティアの活動支援等により、犯罪の起きにくい地域づくりを進める。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
① ATM の防犯対策 被災地では ATM を対象とした窃盗が多く発生したことから、関係省庁と関係金融機関及び ATM 運営会社との間で、コンビニエンスストア等に設置された ATM の防犯対策の強化について協議し、大規模災害発生時における連絡体制の構築、現金回収が必要な場合の早期の対応及び ATM の防犯性能の強化について申し合わせた。		
② 犯罪の起きにくいまちづくり等【再掲 5(1)①(ii)】		
③ 震災便乗詐欺や復旧・復興関連公共事業をめぐる不正に係る情報収集等【再掲 5(2)①(iv)の一部】		
④ 警察情報通信の維持・強化【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】		
当面(今年度中)の取組み		
① ATM の防犯対策(当面の取組段階) 「ATM の防犯対策」に係る申合せの内容が速やかに実現されるよう、金融機関等に対し必要な助言、指導を行う。		
② 犯罪の起きにくいまちづくり等(当面の取組段階)【再掲 5(1)①(ii)】		
③ 震災便乗詐欺や復旧・復興関連公共事業をめぐる不正に係る情報収集等(当面の取組段階)【再掲 5(2)①(iv)の一部】		
④ 検視、身元確認等に係る対処能力の向上(当面の取組段階) 検視、身元確認等に係る各種装備資機材の整備・充実を図る。		
⑤ 避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】		
⑥ 警察情報通信の維持・強化(当面の取組段階)【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】		
中・長期的(3 年程度)取組み		
① ATM の防犯対策(中長期段階) 「ATM 防犯対策」に係る申合せの内容が風化することがないように、金融機関等に対する助言・指導を引き続き実施するとともに、関係機関・団体との連携強化を図る。		
② 犯罪の起きにくいまちづくり等(中長期段階)【再掲 5(1)①(ii)】		
③ 震災便乗詐欺や復旧・復興関連公共事業をめぐる不正に係る情報収集等(中長期段階)【再掲 5(2)①(iv)の一部】		
④ 検視、身元確認等に係る対処能力の向上(中長期段階) 引き続き、検視、身元確認等に係る各種装備資機材の整備・充実を図るとともに、広域緊急援助隊(刑事部隊)の編成・運用要領の見直し等を行う。		
⑤ 避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等(中長期段階)【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】		
⑥ 警察情報通信の維持・強化(中長期段階)【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】		
期待される効果・達成すべき目標		

- ① 「ATMの防犯対策」及び「犯罪の起きにくいまちづくり等」について
大規模災害の発生時にも治安上の問題が生じないようにする。
- ② 「震災便乗詐欺や復旧・復興関連公共事業をめぐる不正に係る情報収集等」について
震災に便乗した詐欺や復旧・復興関連の公共事業をめぐる各種不正に対する的確に対応するため、関連情報の収集・分析を推進し、データベースの更なる拡充を図るとともに、関連情報の整理・検討を実施することにより、震災時にこの種の事犯に対する的確に対応する能力を一層強化する。
- ③ 「検視、身元確認等に係る対処能力の向上」について
大規模な災害が発生した場合における検視・身元確認等を迅速・的確に行うための態勢を整える。
- ④ 「避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等」について
津波災害、原子力災害を始めとする、大規模な災害が発生した場合における長期間、広範囲かつ大規模な避難誘導や救出救助等を迅速に行うための態勢を整える。
- ⑤ 「警察情報通信の維持・強化」について
警察情報通信の耐災害性を強化し、災害発生時においても、警察活動の基盤である警察情報通信の機能を維持し、被災者の避難誘導・救出救助、迅速かつ的確な捜査活動等の警察活動を継続する。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(x vii) 被災地の行政担当者や地域住民、国の現地災害対策本部職員等からの聴き取り等により、発災時の具体的な状況や避難行動、その後の行政等の対応等について把握し、今後の取組みに生かす。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
① 今後の取組に生かすための震災対応の活動実態、反省事項等の聴取 被災県の警察及び被災県以外の都道府県警察から派遣された部隊による震災対応の活動実態や反省・教訓事項のほか、実施中又は実施予定の施策に関し、管区警察局及び都道府県警察に緊急調査を行い、結果を取りまとめた。		
当面(今年度中)の取組み		
① 今後の取組に生かすための震災対応の活動実態、反省事項等の聴取(当面の取組段階) 今後の震災対応に係る施策の立案に当たって必要な情報を収集するため、必要に応じて調査の対象を拡大させつつ、更に調査を継続する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
① 聴取した活動実態等の情報を生かした取組の推進等 施策の立案に当たって必要な情報を収集するため、更に調査を継続するとともに、調査結果を各種施策に反映させる。		
期待される効果・達成すべき目標		
① 「今後の取組に生かすための震災対応の活動実態、反省事項等の聴取」等について調査結果を各種施策に反映させることにより、より実態に沿った震災対応を実現する。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v) ※緊急消防援助隊については、(vi)、(vii)に再掲。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>(緊急消防援助隊の充実強化について)</p> <p>①緊急消防援助隊登録隊数 緊急消防援助隊を構成する部隊の編制、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画において、平成 25 年度末までの登録目標を 4,500 隊規模に拡大し、強化を行っている。</p> <p>②緊急消防援助隊設備整備費補助金 基本計画に基づく施設の整備について、補助を行っている。(国庫1/2)</p> <p>③緊急消防援助隊の装備(無償使用) 緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備等の一部については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとしている。</p> <p>(救急・救助活動の充実強化について)</p> <p>①「災害時における救急業務のあり方に関する作業部会」において、東日本大震災において行われた救急活動等を調査し、消防と医療の連携について検証を行うとともに、大規模災害時におけるメディカルコントロールのあり方等について検討を行っている。</p> <p>②災害時における救助能力の向上を図るため、「救助技術の高度化等検討会」において、救助体制、救助技術、救助資機材などの高度化等について検討している。</p> <p>(情報伝達体制の整備について)</p> <p>東日本大震災により被害を受けた消防救急無線については、被災地の実情に応じたアナログ方式による当面の復旧やデジタル方式による復旧も可能となるよう、平成 23 年度第一次補正予算において補助金(国庫2/3)として計上。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(緊急消防援助隊の充実強化について)</p> <p>①長期に及ぶ消防応援活動への対応強化</p>		

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の整備を行っていくとともに、燃料等の備蓄や長期対応支援のための戦略的な活動拠点の機能を検討する。

②消防力の確実な被災地への投入

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、部隊の航空投入を行う場合の活動拠点の機能要件を調査研究するほか、ヘリコプターによる部隊搬送に係る基礎調査に取り組む。また、情報収集・共有機能の強化のため、ヘリコプター等による情報収集、応援車両・ヘリコプターの動態管理、消防救急無線のデジタル化等による通信基盤の充実強化などに取り組むほか、都道府県単位での部隊が迅速に被災地に到達する仕組みづくりなどについて検討を促す。

(救急・救助活動の充実強化について)

①災害時における救急業務のあり方にかかる検討

大規模災害時の通信体制を整備・強化し、病院選定に支障をきたさないよう、救急搬送体制の強化を行うとともに、医療機関と連絡がつかない場合における搬送のあり方についても検討を行う。

②救助技術の高度化等検討会

大規模災害時により多くの要救助者を救助するため、救助技術の高度化等に向けて引き続き検討を行っていく。

(情報伝達体制の整備について)

①消防防災通信基盤の緊急整備

今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、通信基盤を整備・高度化し、市町村防災行政無線通信機の学校・病院等への整備、消防救急無線のデジタル化(緊急消防援助隊機能強化)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備に必要な経費を補助し、消防広域応援体制や情報伝達体制を強化する。

②住民への災害情報伝達手段の多様化

災害時の情報伝達手段として、市町村防災行政無線による音声での情報伝達に加え、文字情報等での情報伝達が有効であると考えられる。また、ソーラーエネルギーなども活用した非常電源の強化や、庁舎外からのリモコン起動、システムの耐災害性の向上も急務であることから、高度化された防災行政無線システムの実証実験や推奨仕様の策定を行う。

中・長期的(3年程度)取り組み

(緊急消防援助隊の充実強化について)

①緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

②被災地への確実な消防力投入に向けた取組み

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、車両、資機材等の航空搬送にかかる技術面、運用面の課題などにつき、空路、海路をより機動的に用いた被災地への消防力投入の実現に向け検討を深める。

③緊急消防援助隊活動拠点に係る検討

緊急消防援助隊の活動拠点のあり方について、部隊の運用も含めた検討を進める。

(情報伝達体制の整備について)

①消防防災通信基盤の緊急整備

消防広域応援体制や情報伝達体制の強化を引き続き推進する。

②消防防災情報通信体制の高度化

全国の消防救急無線の確実かつ円滑なデジタル化を図るため、消防本部や都道府県に無線等に関する専門的な知見を有するアドバイザー派遣の強化、各消防本部が設計・整備を行う際に必要なノウハウ・手続き等をまとめた設計・整備マニュアルの拡充を行うとともに、試験用デジタル無線機の無償貸付等を行い、各消防本部におけるデジタル化の整備促進を図る。

期待される効果・達成すべき目標

(緊急消防援助隊の充実強化について)

今後発生が懸念される大規模地震への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。

(情報伝達体制の整備について)

- 地域の実情に合わせた効果的な災害情報伝達手法の検証を行う。
- 平成 23 年度中に、学校・病院等において防災行政無線の通信機の整備を行う。
- 消防救急無線デジタル化の期限である平成 28 年5月までに全消防本部でデジタル化を達成する。
- 平成 23 年度中に、全国瞬時警報システム(J-ALERT)のバックアップ体制の整備を行う。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vi) ※災害応急対策能力の強化については、(v)の再掲、また(vii)にも再掲。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>(災害応急対策能力の強化について)</p> <p>①緊急消防援助隊登録隊数 緊急消防援助隊を構成する部隊の編制、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画において、平成 25 年度末までの登録目標を 4,500 隊規模に拡大し、強化を行っている。</p> <p>②緊急消防援助隊設備整備費補助金 基本計画に基づく施設の整備について、補助を行っている。(国庫1/2)</p> <p>③緊急消防援助隊の装備(無償使用) 緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備等の一部については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとしている。</p> <p>(消防団員の安全対策の推進について)</p> <p>①警防活動時等における安全管理マニュアル(改訂版)の送付 「警防活動時等における安全管理マニュアル」の改訂について地方公共団体に周知(平成 23 年3月 30 日消防消第 40 号、消防防第 129 号)し、改めて事故防止のための安全管理について徹底。</p> <p>②緊急点検通知の発出 本年5月に「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検通知(平成 23 年5月6日消防災第 157 号)」により、避難指示等の呼びかけを行う者、水門の封鎖に当たる者等の防災事務に従事する者の安全確保について、各地方公共団体へ要請。</p> <p>③被災地への消防車両等の緊急支援 被災地(岩手県・宮城県・福島県)では、活動に必要な消防車両等にも大きな被害が発生したことから、平成 23 年度第 1 次補正予算による設備の復旧が行われるまでの応急的措置として、(財)日本消防協会と連携し、全国の運用期間が経過した消防車両等を点検・整備し、被災地(岩手県・宮城県・福島県)に提供。</p>		

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

東日本大震災発災後、消防本部等に対する要望調査等を経て、消防庁で結成する、精神科医や臨床心理士等の専門家で構成される「緊急時メンタルサポートチーム」の派遣を決定し、5月から被災地を重点対象として合計11カ所、消防職員226名、消防団員204名のケアを実施。なお、被災地以外の緊急消防援助隊を派遣した消防本部には、派遣時期が不明確となることから、独自の対策をとる本部のため、専門家の紹介とともに、その経費については、第一次補正予算で対応可能な旨の周知を実施。

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

①地域防災計画における地震・津波対策等の充実・強化に関する検討会

東日本大震災を踏まえた、地方公共団体の災害対応の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援する。(平成23年6月から開催、年内目途にとりまとめ予定)

②東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会

地震の揺れや津波で被害を受けている危険物施設等の実態調査を行うための調査方針や具体的な調査方法について検討を行うとともに、実態調査の分析結果を踏まえて危険物施設等における地震・津波対策のあり方について検討を行っている。(平成23年5月から開催、12月とりまとめ予定)

③救急業務のあり方に関する検討会(災害時における救急業務のあり方に関する作業部会)

東日本大震災における救急業務の実態を踏まえ、今後の大規模災害時の救急業務のあり方について、課題やその対応策を検討し、必要な制度の見直しを検討している。(平成23年6月から開催、平成24年3月とりまとめ予定)

④平成23年度救助技術の高度化等検討会

大規模災害時、耐火建築物が多数座屈した救助活動現場における救助隊の部隊運用及び他機関との連携などについて検討を行っている。(平成23年9月から開催、平成24年1月とりまとめ予定)

当面(今年度中)の取組み

(災害応急対策能力の強化について)

①長期に及ぶ消防応援活動への対応強化

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の整備を行っていくとともに、燃料等の備蓄や長期対応支援のための戦略的な活動拠点の機能を検討する。

②消防力の確実な被災地への投入

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、部隊の航空投入を行う場合の活動拠点の機能要件を調査研究するほか、ヘリコプターによる部隊搬送に係る基礎調査に取り組む。また、情報収集・共有機能の強化のため、ヘリコプター等による情報収集、応援車両・ヘリコプターの動態管理、消防救急無線のデジタル化等による通信基盤の充実強化などに取り組むほか、都道府県単位での部隊が迅速に被災地に到達する仕組みづくりなどについて検討を促す。

(消防団員の安全対策の推進について)

①消防団員の安全対策の推進

全国の消防団員が災害現場において、より安全に活動できるよう装備の充実強化を図る。特に東日本大震災における津波被害の教訓を踏まえ、ライフジャケットなどの安全対策装備の整備に必要な経費を補助する(国庫1/3)。

②消防団活動のあり方等に関する検討会

関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を設置し、津波災害時における安全管理の問題や、施設・装備の充実、処遇の改善及び団員の確保などの検討を行う。

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

東日本大震災を受け、凄惨な災害現場での活動等に従事した消防職団員を対象に、惨事ストレスの緩和やPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の発生予防、軽減等を目的として、惨事ストレスに係る相談会等を実施するとともに、要請のある消防本部等に対して、「緊急時メンタルサポートチーム」の派遣を引き続き行う。

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

東日本大震災による被害等を踏まえ、以下の消防防災技術の調査研究を行う。

①トリアージ体系の構築

東日本大震災を踏まえ、大規模災害時における社会全体の各段階で共有するトリアージ体系(緊急度判定支援システム)の構築・実証実験等を行い、地域救護力の向上を図る。

②リチウムイオン電池に係る規制のあり方

東日本大震災に伴う原子力発電所事故に端を発する電力需給対策に対応するため、リチウムイオン電池の火災危険性等について実証実験を行い、規制のあり方について検討する。

③コンビナート施設被害の調査・解析

東日本大震災を踏まえ、緊急性の高い調査解析事業として、石油コンビナートの被害調査及び大規模火災に係る調査研究を行う。また、津波による水没地域による消防活動の対応方策について検討、検証を行う。

④大規模災害時における消防本部の効果的な初動活動のあり方

大規模災害時等において、消防本部に限られた消防力で行うべき効果的な消防活動のあり方及び具体的に各消防本部がとるべき方策について検討する。

中・長期的(3年程度)取組み

(災害応急対策能力の強化について)

①緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

②被災地への確実な消防力投入に向けた取組み

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、車両、資機材等の航空搬送にかかる技術面、運用面の課題などにつき、空路、海路をより機動的に用いた被災地への消防力投入の実現に向け検討を深める。

③緊急消防援助隊活動拠点に係る検討

緊急消防援助隊の活動拠点のあり方について、部隊の運用も含めた検討を進める。

(消防団の充実強化について)

消防団は、社会環境の変化や就業構造の変化により団員の減少や高齢化が進んでいる。地域の防災力を向上させるため、その中核となる消防団員の確保及び消防団活動への理解促進を進め、消防団の充実強化を図る。

(自主防災組織の育成等について)

防災体制の強化については、消防機関などのほか、住民によるコミュニティにおける自主防災活動を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。このため、自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ、少年消防クラブなどの育成を推進する。

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

○地元の要請を踏まえつつ、必要とする消防本部等に「緊急時メンタルサポートチーム」を派遣し、必要な助言等を行う。

○各消防本部の惨事ストレス対策を充実するため、消防職員や消防学校の教職

員を対象とした研修を実施する。

○東日本大震災に係る各消防本部等での惨事ストレス対策の実態の調査、分析を踏まえ、今後、大規模災害等が発生した場合、初期の対応やチーム派遣の方法等、どのような惨事ストレス対策が必要で効果的であるか検討する。

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

東日本大震災を踏まえ、危険物の取扱い、消防活動のあり方等消防防災技術の調査研究を行う。

期待される効果・達成すべき目標

(災害応急対策能力の強化について)

今後発生が懸念される大規模地震への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。

(消防団の充実強化について)

消防団の充実強化を図ることにより、地域の総合的な防災力の向上を図る。

(自主防災組織の育成等について)

自主防災組織の育成推進を通して、全国各地において安心安全なまちづくりを促進し、地域の防災力を向上させ、大規模災害時の被害軽減に寄与する。

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

消防職団員の惨事ストレスの緩和やPTSD等の発生予防、軽減等を図る効果が期待される。

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

消防防災技術の調査研究を行うことにより、今後の大規模災害等への備えをすることが期待される。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vii) ※防災訓練については、(ix)に再掲、また(x)にも一部関連。 広域応援体制の維持・強化については、(v)、(vi)の再掲。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>(防災訓練について)</p> <p>①インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」により、一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の防災知識の向上に取り組んだ。</p> <p>②「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)」(平成23年5月6日消防災第157号)において、正確な知識の普及をはじめ、住民の防災意識向上のための普及啓発の一層の推進を要請した。</p> <p>③地震及び風水害対策について、市区町村における実践的な防災訓練を行うための「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」を作成・配布するとともに、その普及に努めた。</p> <p>(広域応援体制の維持・強化について)</p> <p>①緊急消防援助隊登録隊数 緊急消防援助隊を構成する部隊の編制、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画において、平成 25 年度末までの登録目標を 4,500 隊規模に拡大し、強化を行っている。</p> <p>②緊急消防援助隊設備整備費補助金 基本計画に基づく施設の整備について、補助を行っている。(国庫 1 / 2)</p> <p>③緊急消防援助隊の装備(無償使用) 緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備等の一部については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとしている。</p> <p>(地域防災計画の充実について)</p> <p>①地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検 東日本大震災を踏まえ、地方公共団体の防災体制等の早急な点検を促すため、消防庁長官名で各都道府県知事あてに、「地域防災計画等に基づく防災体</p>		

制の緊急点検の実施について(通知)」(平成23年5月6日消防災第157号)を発売した。

②地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会

東日本大震災を踏まえた、地方公共団体の災害対応の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援する。(平成23年6月から開催、年内を目途にとりまとめ予定)

当面(今年度中)の取組み

(防災訓練について)

①関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を設置し、消防団による地域住民の防災意識向上のための啓発について検討を行う予定。

②「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」の地方公共団体に対する周知を行い、実践的な防災訓練の普及・啓発を実施する。

(広域応援体制の維持・強化について)

①長期に及ぶ消防応援活動への対応強化

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の整備を行っていくとともに、燃料等の備蓄や長期対応支援のための戦略的な活動拠点の機能を検討する。

②消防力の確実な被災地への投入

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、部隊の航空投入を行う場合の活動拠点の機能要件を調査研究するほか、ヘリコプターによる部隊搬送に係る基礎調査に取り組む。また、情報収集・共有機能の強化のため、ヘリコプター等による情報収集、応援車両・ヘリコプターの動態管理、消防救急無線のデジタル化等による通信基盤の充実強化などに取り組むほか、都道府県単位での部隊が迅速に被災地に到達する仕組みづくりなどについて検討を促す。

(地域防災計画の充実について)

①都道府県防災主管課長会議の開催(予定)

本年12月に都道府県防災主管課長会議を開催し、「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」(上記②)の報告書の内容等を説明し、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援する予定。

中・長期的(3年程度)取組み

(防災訓練について)

①東日本大震災を教訓とした津波防災訓練のあり方の検討

津波防災訓練について、東日本大震災を教訓とした実践的で具体的な訓練マニュアル及び映像を活用した訓練素材の検討を行う。

②津波避難対策推進マニュアル検討会

東日本大震災における地方公共団体の対応状況、住民の津波に関する体験等の収集を行い、課題を抽出し、津波避難マニュアルの改訂等今後の津波避難対策の充実強化に向けた検討を行う。

③防災・危機管理教育「e-カレッジ」のカリキュラム・コンテンツの見直し、充実・強化

一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の知識の向上に資するため、インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」について、東日本大震災を教訓として、津波災害に関するコンテンツを中心に現在のコンテンツを見直すとともに、自主防災組織向けのカリキュラム・コンテンツを補強するなど、充実・強化を図る。

(広域応援体制の維持・強化について)

①緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

②被災地への確実な消防力投入に向けた取組み

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、車両、資機材等の航空搬送にかかる技術面、運用面の課題などにつき、空路、海路をより機動的に用いた被災地への消防力投入の実現に向け検討を深める。

③緊急消防援助隊活動拠点施設に係る調査・検討

緊急消防援助隊の活動拠点のあり方について、部隊の運用も含めた検討を進める。

(地域防災計画における津波避難対策の充実・強化に係る一層の支援)

①東日本大震災を教訓とした津波防災訓練のあり方の検討

津波防災訓練について、東日本大震災を教訓とした実践的で具体的な訓練マニュアル及び映像を活用した訓練素材の検討を行う。

②津波避難マニュアルの改訂

東日本大震災における地方公共団体の対応状況、住民の津波に関する体験

等の収集を行い、課題を抽出し、津波避難マニュアルの改訂等今後の津波避難対策の充実強化に向けた検討を行う。

期待される効果・達成すべき目標

(防災訓練について)

全国の市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り人的被害の極小化を目指す。

(広域応援体制の維持・強化について)

今後発生が懸念される大規模地震への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。

(地域防災計画の充実について)

地方公共団体における具体的かつ実践的な避難訓練をはじめとする津波避難対策の一層の充実・強化を図り、人的被害の極小化を目指す。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(ix) ※一部(x)にも関連	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>①インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」により、一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の防災知識の向上に取り組んだ。</p> <p>②「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)」(平成23年5月6日消防災第157号)において、正確な知識の普及をはじめ、住民の防災意識向上のための普及啓発の一層の推進を要請した。</p> <p>③地震及び風水害対策について、市区町村における実践的な防災訓練を行うための「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」を作成・配布するとともに、その普及に努めた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>①消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」の津波に関するコンテンツの更新を行う。</p> <p>②関係省庁も含めた「消防団活動のあり方等に関する検討会(仮称)」を設置し、消防団による地域住民の防災意識向上のための啓発について検討を行う予定。</p> <p>③「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」の周知を行い、実践的な防災訓練の普及・啓発を実施する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>①東日本大震災を教訓とした津波防災訓練のあり方の検討 津波防災訓練について、東日本大震災を教訓とした実践的で具体的な訓練マニュアル及び訓練素材等をの検討を行う。</p> <p>②津波避難対策推進マニュアル検討会 東日本大震災における地方公共団体の対応状況、住民の津波に関する体験等の収集を行い、課題を抽出し、津波避難マニュアルの改訂等今後の津波避難対策の充実強化に向けた検討を行う。</p> <p>③防災・危機管理教育「e-カレッジ」のカリキュラム・コンテンツの見直し、充実・強化 一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の知識の向上に資するため、インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用シ</p>		

システムである「e-カレッジ」について、東日本大震災を教訓として、津波災害に関するコンテンツを中心に現在のコンテンツを見直すとともに、自主防災組織向けのカリキュラム・コンテンツを補強するなど、充実・強化を図る。

期待される効果・達成すべき目標

全国の市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り人的被害の極小化を目指す。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x vii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
(消防機関等の活動についての情報収集について) ○分野別に被災消防本部等に対するアンケート、調査・検討を実施している。 ○写真等の情報の収集を開始している。		
当面(今年度中)の取組み		
(消防機関等の活動についての情報収集について) 東日本大震災における被害状況、緊急消防援助隊等の活動状況、地元消防本部・消防団・自主防災組織等の活動状況等についての情報収集・整理及び調査分析を実施する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
(消防機関等の活動についての情報収集について) 現時点で事態を明らかにすることが困難な消防本部への現地視察、また当該消防本部における資料の収集等を踏まえ、記録集等としてまとめる予定。		
期待される効果・達成すべき目標		
(消防機関等の活動についての情報収集について) ○東日本大震災に対する消防機関の対応につき、全体像を明らかにすることができ、全国の消防本部において今後の大規模災害時における対応の参考にすることができる。 ○震災の教訓の継承につながり、今後の消防防災体制の構築に寄与する。 ○なお、東日本大震災に関する記録を残し、次世代へ継承していくことを目的としている。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災発災直後から、法務省は、既存の衛星携帯電話 168 台のほか、固定電話や携帯電話等、あらゆる通信手段を駆使して、法務省所管官署の被害状況の把握に努め、来庁者、受刑者などの被收容者、職員家族の安否確認等を行ったが、通信回線インフラの破損・輻輳・規制により、固定電話等の通信連絡手段が被災地域においては最大 2 週間程度途絶したため、衛星携帯電話を除き、安定的な通信手段を確保できない状況に陥った。</p> <p>法務省は、国民の財産・権利保護等に深く関わる法務局を始め、矯正施設等の收容施設や、検察庁等の犯罪者や非行者等に直接・間接的に関わる官署を所管しており、国民の身体・生命、権利、財産等の保護の観点から、大規模災害に耐えうる緊急連絡体制の整備と見直しを行っている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>大規模災害が発生した際に、迅速かつ正確な被災状況等の把握に基づき、業務継続のための初動対応体制や人的・物的支援体制を始めとした、災害復旧・復興施策等を迅速に確立するため、本省、地方支分部局及び地方所管官署を網羅する、法務省全体の全国的な緊急連絡体制を策定する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>策定した緊急連絡体制に基づき、定期的に訓練を実施し、大規模災害が発生した際の初動対応体制や、被災地外からの第 2 次・第 3 次支援体制等を確立し、法務省としての災害対応をより強固なものとする。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>衛星携帯電話の配備により、大規模災害等が発生し、固定電話を始めとした連絡手段が途絶した場合に、国民の身体・生命、権利、財産等の保護や、法務省所管官署の業務継続体制の強化を図ることができる。</p> <p>なお、本事業は、数値的効果を表すことは困難であるが、東日本大震災の際、衛星携帯電話配備庁においては、安定的な通信が行えた一方、衛星携帯電話未配備庁においては、来庁舎等の安否確認や、法務本省と被災官署における連絡体制が確保されず、著しく危険かつ業務継続が困難な状況に陥った実績と経験を考慮すると、安定的な通信手段を確保できる衛星携帯電話の効果は大きいものと思料される。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>被災地等では、これまで過激派など破壊的団体等の一部が社会不安や混乱に乗じて勢力の拡大を図ろうと活発に活動したほか、原発等をターゲットとしたテロの発生や諸外国による我が国の重要情報の不正入手など対日有害活動が懸念されたことから、必要な調査を実施した。</p> <p>また、調査の過程で収集・分析した情報は、適時適切に関係機関へ提供した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>被災地等においては、引き続き過激派など破壊的団体等の活発な活動、原発等に対するテロの発生などが懸念されるところ、業務用車両等を整備し速やかに調査基盤の強化を行い、調査能力の更なる向上を図ることで、こうした動向に対する調査をより強力に進める。</p> <p>また、調査の過程で収集・分析した情報については、適時適切に関係機関へ提供することで、被災地等において治安上の問題が生じないようにする。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>情勢の変化に応じて迅速かつ効果的な調査を引き続き実施し、収集・分析した情報を適時適切に関係機関へ提供することで、被災地等において治安上の問題が生じないようにする。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>本調査の過程で収集・分析した情報を適時適切に関係機関へ提供することにより、被災地等において治安上の問題が生じないことが期待される。</p> <p>なお、情報業務においては、数多くの情報が蓄積されて有益な情報となることもある一方、1件の正確かつ迅速な情報が不法事案発生 of 未然防止に資する場合もあるなど、事業の成果や効果を定量的に示すことはできない。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x), (xi)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>災害発生時においては、矯正施設に整備されている既存の防災用備品・機器等により対応している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>補正予算成立に伴い、非常用発電装置の蓄電池、通行鍵管理システム、物資搬送用車両等を整備することにより、大災害発生時においても矯正施設がその機能を維持・継続することができる体制を構築する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>防災用備品・機器等を新規に整備後、防災訓練を繰返し実施することにより、災害発生時に迅速に対応できる体制を構築する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>将来災害が発生した場合においても、矯正業務を継続するとともに、被収容者の適正な拘禁を維持し、保安事故の発生等を防止する。</p> <p>なお、災害発生時における対策を目的とする業務であることから、その成果について、数値で定量的に示すことは困難である。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x i)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>矯正施設及び検察庁・法務局等が入居する官署施設について、耐震診断による評価値等、耐震改修案、狭あい度、老朽度等を踏まえ、新営整備による耐震性能の不備解消を行うか、耐震改修整備による耐震性能の不備解消を行うかを決定し、整備予算を確保した上で工事を実施している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>耐震改修工事及び被災した矯正施設の復旧工事等については、平成 23 年度内の着手・復旧を図る。</p> <p>老朽庁の全体改築（新営整備による耐震性能の不備解消）については、早期に整備を行うことができるよう、敷地形状の確定及び地盤状況の把握を目的とした調査又は準備工事等を行う。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>老朽庁の全体改築について、今年度行う調査等を踏まえ、引き続き設計及び工事を行うことができるよう、予算を確保した上で概ね平成 27 年度を目途に完了予定。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>矯正施設を始めとした国民の安全・安心関連施設の耐震対策等を促進することにより、防災機能の強化を図り、倒壊等に伴う逃走等への国民の不安を解消する。</p> <p>なお、達成すべき目標としては、予算化された施設の工事（業務）の完成（完了）があげられる。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x i)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災の際、被災地域の収容施設等において、しばらくの間、物流の混乱により、被収容者の食料等の確保が難しくなる状況が発生し、また、一部の被収容者が受傷したり、集団的な不安の顕著な亢進が見られるなどの事態が発生したことから、被収容者に対する災害発生時の行動に関する備えと対処方針を検討している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>被収容者の安全確保のための防災用備品や非常食等を配備するとともに、保安の確保の観点と併せて、自家用発電機のオーバーホール、監視カメラシステムの更新等を行い、災害発生時にも業務遂行を維持・継続し得る体制を整備することで、被災地域の収容施設等における防災・保安体制の強化を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>被災地域に所在する施設のみならず、その他の施設等においても防災備品等の整備を行うことで、全国の入国管理官署の防災体制の整備を図る。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>収容施設等の防災対策を推進し、被収容者の安全と人権の保護を確保するとともに、収容施設における騒乱・逃走等への国民の不安を解消する。</p> <p>なお、収容施設の防災・保安体制の強化を目的とする事業であるため、定量的な成果目標を示すことは困難である（参考：平成 22 年度の 1 日平均被収容者数 1, 473 人）。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>被災地や避難先における治安維持のため、既存の体制で可能な限りにおいて、捜査・公判等の検察活動を継続し、適正かつ迅速な検察権の行使に努めた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>被災時における捜査・公判等の検察活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の維持に必要な物品等を整備し、災害発生時の治安対処能力を強化する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>復興に携わる人々が復興作業等に全精力を傾注できる安定した社会的基盤作りのため、被災地における治安を確保する。その他の地域においても、災害発生時に治安上の問題が生じないように、被災時における捜査・公判等の検察活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の継続に必要な体制を維持する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災時における捜査・公判活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の維持に必要な体制整備を実施することにより、災害発生時における治安対処能力の強化が期待される。</p> <p>なお、災害発生時の適正かつ迅速な検察権の行使を確保するための事業であることから、その成果について、数値で定量的に示すことは困難である。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の震災への備え	作成年月
目	(iii)東海・東南海・南海地震による被害像の明確化及び被害軽減のための対策を検討する。広域応援体制や膨大な数の避難者対策、帰宅困難者対策など首都直下地震等の対策を検証するとともに、庁舎等が被災した場合の公的機関の業務継続体制の強化を図る。 地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化、津波警報の改善をはじめとした防災情報の強化等を実施する。また、政府の危機管理体制の強化等を検討する。 地質や地殻変動等の複合的な調査により地震・津波災害のリスクを評価し、高度な地震・津波予測を実施する。	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>【南海トラフの地震・津波観測監視システム】</p> <p>本事業は、地震発生確率の極めて高い、東南海地震及び南海地震の想定震源域に、地震計・水圧計等を組み込んだリアルタイム観測可能な海底ネットワークシステムを設置するものである。すでに第Ⅰ期で東南海地震の想定震源域に本ネットワークの設置が完了しており、敷設したシステムの本格的な運用を開始している。現在は、第Ⅱ期として、南海地震の想定震源域に同様のネットワークを配置することとしており、観測装置等の製作を進めている。また、第Ⅱ期のシステムは、第Ⅰ期に比べ、より広範囲に敷設するため、システムの高電圧化の開発を進める。</p> <p>【日本海溝海底地震津波観測網の整備】</p> <p>本事業は、平成 23 年5月 19 日に開催された第 20 回地震調査研究推進本部政策委員会総合部会において、「地震調査研究の推進上、極めて重要な事業であり、確実に実施されるべき」と評価されたことから、平成 23 年度補正予算に要求するための調整を行った。</p> <p>【緊急津波速報(仮称)に係るシステム開発】</p> <p>本事業は、平成 23 年5月 19 日に開催された第 20 回地震調査研究推進本部政策委員会総合部会において、「地震調査研究の推進上、極めて重要な事業であり、確実に実施されるべき」と評価されている。</p>		

【東海・東南海・南海地震の連動性評価研究】

本事業では、東海・東南海・南海地震の想定震源域である南海トラフ周辺の稠密海底地震・地殻変動観測を行うとともに、これらの観測結果を踏まえた物理モデル構築及び地震発生シミュレーション研究、さらにシミュレーション結果を踏まえた強震動・津波予測及び地震・津波被害予測研究を行っている。

現在までの成果としては、東海・東南海・南海地震がより西方の日向灘の地震とも連動して発生する可能性を指摘したこと、高知市をモデルに、津波の浸水の時間変化、津波の流速等も取り入れた新しいハザードマップの作成したことが挙げられる。また、地方公共団体の防災担当者等を交えた、研究成果の発信や意見交換の場を設け、地方公共団体の防災対策に研究の成果を活かしている。

【東日本大震災を踏まえた地震調査研究の強化・推進】

本事業については、平成23年5月19日に開催された第20回地震調査研究推進本部（以下、「地震本部」）政策委員会総合部会において、

(1) 全国津波予測地図の作成
(2) 東北地方太平洋沖地震に伴う地震動予測地図の高度化
(3) 活断層基本図の作成（活断層の詳細位置情報等に関する調査研究）の充実
は、「地震調査研究の推進上、極めて重要な事業であり、確実に実施されるべき」と評価されている。

(1) 全国津波予測地図の作成

内閣府の専門調査会および地震本部の検討結果を参考に、全国津波予測地図の作成に向けた検討を進めている。津波の原因となる海域での地震活動の発生確率については、地震動予測地図の作成における海溝型地震の発生確率等の評価を活用するなど、評価方法の検討に取り組んでいる。また、津波予測に必要なデータについての検討も進めている。

(2) 東北地方太平洋沖地震に伴う地震動予測地図の高度化

地震本部では、過去に発生した地震データに基づき、地震の発生確率や規模等を予測する評価を行ってきたが、日本海溝において複数の領域が連動して発生した海溝型地震については過去の知見が少なかったことから、東北地方太平洋沖地震の発生確率等の評価は行われていなかった。

今回の地震の発生を踏まえ、地震本部地震調査委員会では、海溝型地震の発生確率の評価の見直しと、三陸沖北部から房総沖にかけての発生確率や規模の評価結果の見直しを行うことを決定しており（平成23年6月9日）、これに伴う地震動予測地図の高度化に関する検討を行っている。

(3) 活断層基本図の作成（活断層の詳細位置情報等に関する調査研究）の充実
当面10年間に取り組むべき地震調査研究に関する基本目標等を示した「新たな

地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―(平成21年4月21日 地震本部)」(以下、「新総合基本施策」)では、活断層の位置形状の正確さが、地震による被害の想定に重要な情報であるとしており、主要活断層及びその周辺活断層の位置・形状等に関するデータベースとなる「活断層基本図の作成」に資するため、活断層の詳細位置情報等に関する調査研究を進めている。

【広域複合災害における防災力向上に向けた研究開発】

防災科研第3期中期計画(H23~27)において、社会全体の防災力を高めるため、自然災害が発生した場合に生じる被害の情報である「災害リスク情報」の利活用に関する研究を開始したところ。

本事業については、平成23年5月19日に開催された第20回地震本部政策委員会総合部会において、「地震調査研究の推進上、極めて重要な事業であり、確実に実施されるべき」と評価されている。

【深海地球ドリリング計画推進】

我が国と米国が主導する統合国際深海掘削計画(IODP)の下、地球深部探査船「ちきゅう」を運用し、「南海トラフ地震発生帯掘削計画」を推進している。同計画は、東南海地震の想定震源域において、海底下(水深1,970m、海底下約6,000m)を掘削し、試料を採取・解析するとともに、掘削孔を用いた直接観測を行うことにより、南海トラフの地震発生条件の解明を目指すものである。また、東北沖において想定を超える大きな滑りが生じた海溝軸付近を掘削する「東北太平洋沖掘削調査」について、IODPの科学計画委員会において検討がなされ、実施すべきとされた。この調査により、今後の地震・津波のリスクをより正確に評価することができるようになる。

当面(今年度中)の取組み

【南海トラフの地震・津波観測監視システム】

第Ⅱ期のシステムに用いる観測装置等の作成を進めるとともに、本システムの南海地震の想定震源域への敷設を開始する。また、第Ⅰ期で敷設したシステムを引き続き運用する。

【日本海溝海底地震津波観測網の整備】

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以降、引き続き強い揺れや高い津波に見舞われるおそれのある東北地方太平洋沖において、地震像の解明等を行うために必要なケーブル式観測網(地震計・水圧計)を整備し、高精度な津波即時予測システム(緊急津波速報(仮称))の開発等に貢献することとしている。

3次補正では、ケーブル式観測網(地震計・水圧計)を整備作業に先駆けて、事前調査(ケーブル敷設ルート調査、観測点直下の構造探査)及び来年度の一部敷設を目指して、海底観測装置・ケーブルの開発・作成を行うことを検討中(77億円程度)。

【緊急津波速報(仮称)に係るシステム開発】

現在の津波警報は、主に陸上の地震計から地震の規模・震源を推定し、津波警報を発表しているため、誤差が大きいことが指摘されている。本事業では、上記の2事業により、海底に設置された稠密な地震・津波観測網を用いて、津波を面的に把握し、全く新しい高精度な津波の各種情報(津波の波長、最大波高、最大波の到達時間、継続時間等)を予測するシステムを開発することとしている。

今年度は本事業の準備に当たり、地震・津波等の常時監視や情報発表を担う気象庁等と密接に連携をとっていく。

【東海・東南海・南海地震の連動性評価研究】

引き続き、稠密海底地震・地殻変動観測を行うとともに、物理モデル構築及び地震発生シミュレーション研究を行う。さらに、これらを踏まえた強震動・津波予測及び地震・津波被害予測研究の高度化を行う。

【東日本大震災を踏まえた地震調査研究の強化・推進】

(1) 全国津波予測地図の作成

引き続き、内閣府の専門調査会および地震本部の検討結果を参考に、全国津波予測地図の作成に向けた検討を進めていく。

(2) 東北地方太平洋沖地震に伴う地震動予測地図の高度化

引き続き、地震本部の検討結果を参考に、地震動予測地図の高度化に向けた

検討を進めていく。

(3) 活断層基本図の作成(活断層の詳細位置情報等に関する調査研究)の充実
引き続き、地震本部の評価結果を参考に、活断層の詳細位置情報等に関する
調査研究を進めるとともに、東北地方太平洋沖地震による地震活動の活発化等も
考慮した活断層調査研究の検討を進めていく。

【広域複合災害における防災力向上に向けた研究開発】

引き続き、災害リスク情報の利活用に関する研究を実施するとともに、広域での
複合災害についての評価手法等の検討を進めていく。

【深海地球ドリリング計画推進】

「南海トラフ地震発生帯掘削計画」について、海底下の掘削孔を用いた直接観測
を実施する。「東北太平洋沖掘削調査」について、東北沖において詳細な海底地形
調査を実施し、掘削調査を行う具体的な地点の検討等を行う。

中・長期的(3年程度)取組み

【南海トラフの地震・津波観測監視システム】

第Ⅰ期で敷設したシステムの運用と、第Ⅱ期のシステムに用いる観測装置等の
製作及び敷設を引き続き進めていき、第Ⅱ期のシステムについても、敷設が終了
した観測点から順次試験運用を開始することを検討している。

【日本海溝海底地震津波観測網の整備】

東北地方太平洋沖地震による誘発地震の発生の可能性が特に高い、「房総沖」
及び「三陸沖北部」に、ケーブル式海底地震・津波計を敷設し、システムの運用を
開始することを検討している。海底地震・津波計は、「十勝沖・根室沖」及び「宮城
沖・三陸沖」、「福島沖」及び「海溝軸外側」に順次敷設し、敷設済みのシステムに
関しては順次運用を開始することを検討している。

【緊急津波速報(仮称)に係るシステム開発】

沖合の水圧計データを取り入れて沿岸近くの津波波高等を推定するシミュレ
ーション技術の開発と、地殻変動の情報を用いて高精度に震源域を把握する技術の
開発等を行い、全く新しい高精度な津波の各種情報(津波の波長、最大波高、最
大波の到達時間、継続時間等)を予測するシステムを開発することを検討してい
る。

また、前述の各種情報を有効に活かすため、東北地方太平洋沖地震の被災地
でのアンケート調査や、地方公共団体での実証実験等を行い、津波情報の最適な

発表方法、活用方策について検討することとしている。

【東海・東南海・南海地震の連動性評価研究】

物理モデル構築及び地震発生シミュレーション研究により、強震動・津波予測及び地震・津波被害予測研究の高度化を行うとともに、東海・東南海・南海地震の想定震源域での海底地殻変動観測を行い、これらの地震の発生原因である南海トラフでのプレート間応力を正確に見積もり、将来的に発生する東海・東南海・南海地震の地震像を解明することを検討している。

【東日本大震災を踏まえた地震調査研究の強化・推進】

(1) 全国津波予測地図の作成

平成24年度においては、津波予測地図作成に向けて必要な海域地形のモデル作成のためのデータ収集、また、津波予測手法検証のために必要となる東北地方太平洋沖地震の津波に関するデータの収集・整理、津波波源評価手法の検討等に着手する。これにより、当面2年間(H24,25)に全国範囲で想定される津波高さの評価の試作版を作成し、後半の2年間(H26,27)で試作版の検証作業を行い、津波予測手法の高度化に取り組み、成果版を作成する。また、効果的な成果の公表方法についても検討を行う。

(2) 東北地方太平洋沖地震に伴う地震動予測地図の高度化

地震本部による「新総合基本施策」の目標に掲げられた「地震動予測地図の高度化」に資するため、東北地方太平洋沖地震を踏まえた上で、新たに追加検討が必要となった検討項目である「低頻度巨大地震までを考慮できる地震活動モデルの高度化」及び「低頻度巨大地震に対応した地震動予測手法の高度化」及び「低頻度巨大災害に対応した地震動予測地図表現法・データ提供手法の高度化」について研究を強化する。平成24年度より2年間で要素技術開発の中間とりまとめを行い、その後2年間で要素技術開発をとりまとめると同時に、改良版地震活動モデルを構築することにより、平成27年度を目途に高度化された地震動予測地図の作成手法を開発する。

(3) 活断層基本図の作成(活断層の詳細位置情報等に関する調査研究)の充実

東北地方太平洋沖地震による地震活動の活発化等も考慮し、主要活断層帯周辺及びそれ以外の部分について、位置形状の把握がなされていない活断層について、詳細な精度で位置形状等の情報を収集するとともに、得られた成果をユーザに使いやすい形で提供するしくみの構築を行う。

【広域複合災害における防災力向上に向けた研究開発】

事前対策に資する地震、津波、高潮、地すべりによる広域複合災害のハザード

予測と、災害発生時の国民の的確な退避行動に資する、各種センサーのリアルタイム情報に基づく広域複合災害の迅速な被害予測を可能にする即時被害予測システムの研究開発を行う。

【深海地球ドリリング計画推進】

引き続き「南海トラフ地震発生帯掘削計画」を推進する。また、「東北太平洋沖掘削調査」については、掘削を実施し、コアサンプルの採取及び物理計測を行う。

期待される効果・達成すべき目標

【南海トラフの地震・津波観測監視システム】

東南海地震、南海地震の想定震源域直上で、地震・津波を計測することにより、地震波を最大十数秒、津波を最大十数分早く検知することができる。これらにより、より正確な警報情報の発表に役立ち、地方公共団体、住民の適切かつ迅速な災害対応に貢献する。また、地震・地殻変動を震源域直上でリアルタイムに観測することにより、東南海地震、南海地震の正確な地震像を把握し、これらの地震の連動発生を踏まえた発生予測に貢献する。

【日本海溝海底地震津波観測網の整備】

引き続き巨大地震の発生のおそれがある東北地方太平洋沖を中心とした海域において、巨大地震を震源域直上で正確に観測し、さらに発生した津波を直接観測することで、地震波を現在よりも最大 30 秒程度早く検知するなど、迅速かつ正確な地震・津波情報の提供に貢献する。また、日本海溝沿いの正確な地震像を把握し、これらの地震の発生予測に貢献する。

【緊急津波速報(仮称)に係るシステム開発】

緊急津波速報(仮称)を運用するためのプロトタイプとなるシステムを構築する。全く新しい高精度の津波の各種情報(津波の波長、最大波高、最大波の到達時間、継続時間等)により、地方公共団体、住民等の的確な避難に貢献する。本プロトタイプでは、地震発生直後に津波を検知し、現在の津波注意報・警報と同じタイミングの3分程度で現在のより高精度な数mオーダーの津波を予測する。さらに5分程度で最大波高の誤差1m程度の正確な予測を実現する。

【東海・東南海・南海地震の連動性評価研究】

東海・東南海・南海地震について、これらの地震の中・長期期予測、連動発生の様式の推定等を行い、研究成果を、南海トラフで発生する巨大地震に備える総合

的な地震・津波防災に役立てる。

【東日本大震災を踏まえた地震調査研究の強化・推進】

(1) 全国津波予測地図の作成

津波災害軽減の為に、全国で発生する津波を引き起こす可能性のある地震の全てを対象として、地震発生の不確実性も考慮した全国津波予測地図を作成する。本施策により、我が国の津波ハザード情報を体系的に整備し、津波災害軽減を目指して関係機関が進める津波対策に貢献する。

(2) 東北地方太平洋沖地震に伴う地震動予測地図の高度化

東北地方太平洋沖地震を踏まえた上で、新たに追加検討が必要となった検討項目について研究を強化し、平成27年度を目途に高度化された地震動予測地図作成手法の開発を目指す。

(3) 活断層基本図の作成(活断層の詳細位置情報等に関する調査研究)の充実

近年、防災上重視されていなかった地表での長さが短い活断層により、規模の大きな地震が発生していることから、本調査研究を強化し、位置形状の把握がなされていない活断層を詳細な精度で情報収集・提供し、震源断層近傍におけるハザード評価等により、地震防災・減災対策の強化に貢献するとともに、活断層の位置・形状等に関するデータベースとなる「活断層基本図」を作成する。

【広域複合災害における防災力向上に向けた研究開発】

広域複合災害における国民一人ひとりの防災力向上を目指す。地域住民への被害予測情報の第1報は、災害発生から数分以内の提供を目指し、その後も、時々刻々と変化する被害の予測情報を分かりやすい形で提供し、住民の的確な退避行動につなげる。

【深海地球ドリリング計画推進】

南海トラフ及び東北沖における掘削を通じて、巨大地震を引き起こす地質試料の採取・分析により、断層の破壊の時期や状況を明確にし、次期の巨大地震発生時期や規模及びその被害を予測する。また、深部掘削孔に設置する計測器により、断層のデータをリアルタイムで監視することにより、海底下で発生する巨大地震の前兆となる現象や、地震そのものを早期にとらえることができる。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iv) ハード・ソフトの対策を組み合わせ、災害への対応力を高めた国土基盤の整備を行うなど災害に強い国土構造への再構築を図る。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>研究開発成果実装支援プログラム「津波災害総合シナリオ・シミュレータを活用した津波防災啓発活動の全国拠点整備」における意識啓発・防災教育活動や、安全・安心科学技術プロジェクト「住民・行政協働ユビキタス減災情報システム」における災害情報共有システムの構築など、地域拠点における研究開発を実施するとともに、当該成果の他地域への展開を目指した社会実装を推進している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>「東日本大震災対応・緊急研究開発成果実装支援プログラム」を実施し、復旧・復興に当たり、即効性のある研究開発成果を募集。平成 23 年 5 月 12 日、被災地域に実装する取組み(23 年度内)として、6 つの活動を採択し、事業を実施しているところ。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>24 年度概算要求として、「安全・安心な社会・都市・地域構築のための研究開発の推進」を要求。人的・複合的な種々の災害や環境変化に対して、強くしなやかに、かつ持続可能な形で対応できる社会を実現するため、自然科学と人文・社会科学を融合した実践型研究開発等を推進する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>これまでのハード面を中心とした社会インフラの脆弱性を、ソフト面の対策により補完することで、東日本大震災のような想定外の規模の災害に対し、被害から迅速に回復し、減災につなげられるシステムが社会に構築されることが期待される。</p> <p>実践型研究開発等の課題は、公募により決定し、課題例として、リアルタイム避難誘導システムの構築等を想定している。定量的な目標については、公募要領を作成する際に検討する。実施時期として、平成 24～26 年度にモデル地区を設定し研究開発を実施。平成 27～29 年度に研究開発成果の向上や適用地区の拡大を図る予定。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v) 最大規模の外力に対するリスク評価、防災拠点(災害に強い施設)・情報伝達体制・警戒避難体制の整備、社会基盤の防災対策の強化とルートの多重化、必要な技術開発、災害に強い供給網の構築、企業の事業継続の取組みの促進等を行う。また、地震発生時の人的・経済的被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化・省エネ化を推進するとともに、耐震性向上に関する研究開発を推進する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
当面(今年度中)の取組み		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造材料の損傷機構及び材料に含まれる元素機能の解明と、それに基づく信頼性の高い材料の創出を推進する。 ○ 平成24年度概算要求においては、建築物や構造物の耐震性の強化に資する材料の創出で341百万円を要求している。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・実使用環境の条件下におけるクリープ、疲労、水素脆化、応力腐食割れ等の動的現象に対する材料信頼性評価技術を開発。 ・静的強度と破壊靱性の向上を両立させた高性能鋼材の開発。 ・制震効果の高い鉄系形状記憶合金、耐腐食性能を向上させる溶射コーティングやナノ金属コーティングの開発。 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v) 最大規模の外力に対するリスク評価、防災拠点(災害に強い施設)・情報伝達体制・警戒避難体制の整備、社会基盤の防災対策の強化とルートの多重化、必要な技術開発、災害に強い供給網の構築、企業の事業継続の取組みの促進等を行う。また、地震発生時の人的・経済的被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化・省エネ化を推進するとともに、耐震性向上に関する研究開発を推進する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>【都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト】 科学技術・学術審議会防災科学技術委員会において、 (1)首都直下地震の地震ハザード・リスク評価 (2)都市の機能維持・回復のための調査・研究 等 を提案したところ。平成 24 年度以降の研究計画に関する事前評価により、「タイムリーで極めて必要性が高い研究」と認められ、推進すべしとの評価を受け、さらに研究計画・評価分科会における審議により評価が決定された。</p> <p>【地球環境問題への対応に必要な基盤情報の創出】 地球観測・予測データ等の多種多様なデータを統合・解析する共通的平台を整備するとともに、そこから創出される成果を気候変動適応策等に利活用するための研究開発を推進する「気候変動適応戦略イニシアチブ」を実施。</p> <p>【E-ディフェンスを活用した社会基盤研究】 実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)を活用し、建築構造物や土木構造物、地盤・基礎系等が崩壊に至るまで震動を加える加振実験を実施し、構造物の破壊過程や耐震性能・余裕度評価に関するデータの取得・蓄積を行うとともに、構造物の耐震補強技術や免制震技術等の開発を進めている。 平成 23 年 5 月 19 日に開催された第 20 回地震調査研究推進本部政策委員会総合部会においては、「地震調査研究の推進上、極めて重要な事業であり、確実に実施されるべき」と評価されている。</p>		

当面(今年度中)の取組み

【都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト】

今年度は、「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」(平成 19～23 年度)の最終年度である。「都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト」は、上述の先行プロジェクトによって新たに生じた課題及び東日本大震災によって露呈した課題を踏まえ、切迫性の増した首都直下地震や東海・東南海・南海地震に対して、都市災害を可能な限り軽減するための研究・開発を進める。

【地球環境問題への対応に必要な基盤情報の創出】

「気候変動適応戦略イニシアチブ」地球環境情報統融合プログラムの公募を実施。気候変動予測等によって得られるデータの統合・解析システムの高度化・拡張等を実施する機関を採択し、事業を実施。

【E-ディフェンスを活用した社会基盤研究】

引き続き、E-ディフェンスを活用した加振実験を実施し、構造物の破壊過程や耐震性能・余裕度評価に関するデータの取得・蓄積を行うとともに、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、継続時間の著しく長い長周期の海溝型巨大地震の揺れを新たに検討対象に加えた実験計画を検討中。

中・長期的(3 年程度)取組み

【都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト】

主な取り組みは以下を予定している。

(1)首都直下地震の地震ハザード・リスク評価

首都圏地震観測網(MeSO-net)や、強制的に揺れを起こす起震車で震源を制御した地震により、その地震波から周辺の地殻構造を推定する制御震源探査の結果を基に、首都圏の地下構造を詳細に把握する。また、広域な都市部の地殻だけでなく建物や橋等までモデル化して解析することで、都市の詳細な揺れと災害予測に役立つ大規模シミュレーション数値解析法を開発する。

(2) 都市の機能維持・回復のための調査・研究

実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)を活用した震動実験等をもとに、建物の崩壊に対する安全余裕度を検証する。また、地震直後、建物の揺れの計測結果に基づき健全性を即座に評価し、直後の行動と対応に適切な助言と指針を与えるリアルタイムモニタリングシステムを開発し震動実験等により検証する。

【地球環境問題への対応に必要な基盤情報の創出】

基本方針において、最大規模の外力に対するリスクの評価を行うとされていることを踏まえ、気候変動がもたらすリスクを評価するために必要な気候変動予測技術の開発や、精密な影響評価技術等の開発を推進する。

＜平成 24 年度概算要求＞

- ・気候変動リスク情報創生プログラム H24 概算要求額: 18 億円(新規)
- ・気候変動適応戦略イニシアチブ H24 概算要求額: 10 億円(H23 予算額: 10 億円)

【E-ディフェンスを活用した社会基盤研究】

E-ディフェンスを活用し、各種建築物・構造物、ライフライン、地盤・地中・地下構造物などを対象に、国民に対して説得力のある大規模・最先端な震動実験研究を行い、実験データの取得・蓄積と、構造物の破壊過程の解明を図るとともに、地震発生時の安全性と機能性の維持に効果的な新しい減災技術等を開発・検証する。

また、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、継続時間の著しく長い長周期の海溝型巨大地震の揺れを新たに対象に加えた実験を実施する。

期待される効果・達成すべき目標

【都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト】

(1)首都直下地震の地震ハザード・リスク評価

首都圏の地下構造が明らかになり、地震動の解明に貢献する。また、首都直下

地震の詳細な揺れ、都市の災害像が明らかになり、災害軽減策の検討に貢献する。

(2) 都市の機能維持・回復のための調査・研究

崩壊に対する建物の安全余裕度を解明し、合理的な耐震性向上方策を提案する。また、リアルタイムモニタリングシステムにより、地震直後の退避要否、建物の継続利用の判断が迅速かつ正確に行えるようになり、事業継続を支援し都市の機能維持に貢献するとともに、地震により被災した建築物の危険性を判定する応急危険度判定士の致命的不足解消に貢献する。

【地球環境問題への対応に必要な基盤情報の創出】

気候変動に関する予測・影響評価技術を高度化し、気候変動リスクマネジメントに必要な基盤的情報を創出する。

【E-ディフェンスを活用した社会基盤研究】

本研究で開発・提案した成果が普及し、耐震構造物の建設等に利用されることで、今後想定される首都圏と東海・東南海・南海地震が発生する地域周辺の住民が被る被害(人的被害・資産喪失に直接的に関連する建築物の崩壊・倒壊被害と、地震後の経済活動の縮小・停滞を招くライフライン、産業プラント、機械設備の機能性・健全性の喪失被害等)の軽減を目指す。

さらに、直下型地震や長時間続く長周期地震動を引き起こす海溝型地震によって生じる、構造物の揺れ等の応答を大きく低減し、構造物崩壊を未然に防止する新しい技術を開発する。これら技術を自治体等の構造物の耐震化技術に導入、民間企業等に移転するなどして耐震性の不足した構造物に適用することで構造物の被災を軽減することを目指す。

また、上記実験の映像等を公開し、地震による被害や耐震・免震技術の効果を示すことにより、国民の地震防災に対する意識の啓発に資する。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v) 地震発生時の人的・経済的被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化・省エネ化を推進するとともに、耐震性向上に関する研究開発を推進する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>①東日本大震災において、学校施設が子どもの命を守っただけではなく避難所としても機能したことを踏まえ、公立学校施設の安全性を確保するため、耐震化事業等について平成 23 年度当初予算（805 億円）と併せて補正予算において予算措置している（1 時補正、340 億円）。</p> <p>②国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校（以下「国立大学法人等」という。）の施設については、これまで「第 2 次国立大学等施設緊急整備 5 か年計画」（平成 18～22 年度）に基づき、耐震化や医療の専門化・高度化等へ対応するための附属病院の再開整備等を、毎年度国立大学法人施設整備費等を措置することにより計画的・重点的に実施してきている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>① 全国的に緊急性・即効性のある防災対策を講じる観点から、公立学校施設の補強や改築等、地震に対して児童生徒等の生命・身体の安全を確保する耐震化事業を推進するとともに、防災機能の強化を図るために必要不可欠な施設整備を行う（3 次補正、1,627 億円）。</p> <p>②国立大学法人等施設の耐震化を推進する（3 次補正、200 億円）。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>①平成 24 年度には、公立学校施設整備費として学校施設の耐震化事業及び太陽光発電等の設置事業等を含め、2,325 億円を要求している。</p> <p>②「第 3 次国立大学法人等施設整備 5 か年計画」（平成 23 年 8 月 26 日文部学大臣決定、平成 23～27 年度）に基づき、引き続き、国立大学法人等施設の耐震化をはじめとする防災対策等を推進する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>① 目標：平成 27 年度までのできるだけ早い時期に公立学校施設の耐震化を完了させる。 耐震化率（見込み）</p>		

- ・平成 23 年度 3 次補正予算執行後：約 89%
 - ・平成 24 年度要求額執行後：約 90%
- ② 目標：平成 27 年度までに国立大学法人等施設の耐震化を完了させる。
- 耐震化率（見込み）
- ・平成 23 年度 3 次補正予算執行後：約 89%
 - ・平成 24 年度要求額執行後：約 91%

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(ix)「逃げる」ことを含めた地域も巻き込んだ防災教育を推進する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新学期にあたって、改めて学校現場における安全管理を徹底し、必要に応じて避難経路等を見直すため、避難経路等のチェックポイントを示しつつ、各教育委員会等において改めて緊急点検をするよう、4月5日に事務連絡を发出。 ○ 東日本大震災における学校等での経験を把握・分析し、その教訓を次代を担う子どもたちに伝えるとともに、児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高めるための防災教育・防災管理等を見直すため、防災教育や防災の専門家からなる「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を立ち上げ、9月30日に中間取りまとめ。 ○ 防災を含む安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定するため、「学校安全の推進に関する計画の策定について」を9月22日の中央教育審議会に諮問。 ○ 平成23年6月より、「中央教育審議会 スポーツ青少年分科会 青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」において、体験的な防災教育等も含めた体験活動の在り方について検討をしており、本部会で取りまとめられた「これまでの意見のまとめ」(9月12日)でも、「非常時を想定した体験型の防災教育プログラムを策定し、全国の学校で実施する必要がある」等の指摘がなされている。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急対策として、防災教育の観点から今回の震災に係る調査分析を行う予定。 ○ 平成23年度第3次補正において、今回の大震災で明らかになった教訓を踏まえつつ、地震・津波が発生した場合の具体的な対応について参考となるよう共通的な留意事項をとりまとめたマニュアルを作成し、配布することで、各学校における「危険等発生時対処要領」の内容の充実を図ることを検討(36百万円)。 ○ (独)国立青少年教育振興機構において、震災等の有事の際を想定した避難所体験活動を行う防災キャンプ事業の実施を検討中。 		
中・長期的(3年程度)取組み		

- 平成 24 年度概算要求において、各学校の「危険等発生時対処要領」や、避難訓練や学校の施設・設備の安全点検等の実践的な活動について、大学や研究機関の研究者等の指導・助言を踏まえた改善や、地域等と連携した体制整備の推進にかかる経費を計上（509 百万円）。
- 平成 24 年度概算要求において、緊急地震速報の避難効果・教育効果の高さを踏まえ、全国の学校への整備及び、緊急地震速報等の防災に関する科学技術を活用した避難行動に係る指導方法等の開発・普及の推進にかかる経費を計上（7,370 百万円）。
- 平成 24 年度概算要求において、青少年の防災教育及び地域の絆づくりを推進するため、学校等を避難所とした野外炊飯やテント設営などの体験型の防災教育を地域ぐるみで実践する防災キャンプ事業をモデル的に実施し、その成果を全国に普及するための費用を計上（244 百万円）。

期待される効果・達成すべき目標

- 危険発生時の具体的な対応について参考となるような共通の留意事項を示すことや、緊急地震速報を整備すること等により、各学校等の防災教育・防災管理等の充実に資する。
- 平常時から、体育館やテントでの宿泊、野外炊飯といった非常時の生活を想定した体験的な防災教育を実施することで、非常時にも臨機応変に判断し、迅速な行動をとることができるようになる。
- また、行政・民間企業・地域住民等が連携して取り組むことにより、災害時にも互いに助け合うことのできる地域の絆づくりに繋がる。
- さらに、モデル事業を通じて得られた成果を全国的に普及し、体験的な防災教育が全国的に行われることを目指す。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(xi) 大規模災害の発生時等にも医療を継続して提供できるよう、耐震化の促進等、医療施設等の防災対策を強化する。学校・試験研究機関の耐震化などの防災対策の推進や危機管理機能のバックアップを図る。	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>①東日本大震災において、学校施設が子どもの命を守っただけではなく避難所としても機能したことを踏まえ、公立学校施設の安全性を確保するため、耐震化事業について平成 23 年度当初予算（805 億円）と併せて正予算において予算措置している（1 次補正、340 億円）。</p> <p>②国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校（以下「国立大学法人等」という。）の施設については、これまで、「第 2 次国立大学等施設緊急整備 5 か年計画」（平成 18～22 年度）に基づき、耐震化や医療の専門化・高度化等へ対応するための附属病院の再開整備等を、毎年度国立大学法人施設整備費等を措置することにより計画的・重点的に実施してきた。</p> <p>③私立学校の耐震化を促進するため、校舎等の耐震補強に対する支援のほか、私立学校の危険建物、老朽校舎の建替え整備事業等についての利子助成を充実。（平成23年度当初予算：約52億円）</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>①全国的に緊急性・即効性のある防災対策を講じる観点から、公立学校施設の補強や改築等、地震に対して児童生徒等の生命・身体の安全を確保する耐震化事業を推進するとともに、これらと併せて防災機能の強化を図るために必要不可欠な施設整備を行う（3 次補正、1,627 億円）。</p> <p>②国立大学法人等施設の耐震化を推進するとともに、附属病院に自家発電設備を整備する（3 次補正、270 億円）。</p> <p>③私立学校において、東日本大震災の教訓を踏まえ、減災・免災及び防災機能の強化を図るために緊急に対応すべきものとして、施設の耐震化とともに、備蓄倉庫、自家発電設備等の防災機能強化のために必要な施設の整備を支援する。（平成23年度三次補正：150億円）</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		

- ①平成 24 年度には、平成 23 年度第 3 次補正予算に引き続き、公立学校施設の耐震化事業及び防災対策事業等を実施するため、2,325 億円を要求している。
- ②「第 3 次国立大学法人等施設整備 5 か年計画」（平成 23 年 8 月 26 日文部学大臣決定、平成 23～27 年度）に基づき、引き続き、国立大学法人等施設の耐震化をはじめとする防災対策等を推進する。
- ③学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震補強事業のほか新たに非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、太陽光発電、自家発電設備等の防災機能強化のための整備を支援するため、平成24年度概算要求において要求中。(平成24年度概算要求:約 143億円)

期待される効果・達成すべき目標

- ① 目標：平成 27 年度までのできるだけ早い時期に公立学校施設の耐震化を完了させる。
耐震化率（見込み）
 - ・平成 23 年度 3 次補正予算執行後：約 89%
 - ・平成 24 年度要求額執行後：約 90%
- ② 目標：平成 27 年度までに国立大学法人等施設の耐震化を完了させる。
耐震化率（見込み）
 - ・平成 23 年度 3 次補正予算執行後：約 89%
 - ・平成 24 年度要求額執行後：約 91%
- ③ 学校施設の耐震化をはじめとする教育条件の整備は、各学校法人の責任で行うことを原則としているが、私立の大学等の耐震化率は、77.9%（平成22年5月現在）、私立の幼稚園から高校等の耐震化率は70.2%（平成22年4月現在）となっており、本予算の活用により各学校法人の支援を強化し、私立学校施設の耐震化の向上を図る。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x i)学校・試験研究機関の耐震化などの防災対策の推進や危機管理機能のバックアップを図る。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
○ 生物遺伝資源の性格上、電気や水といったライフラインへの依存が高いことから、生物遺伝資源に関する中核的機関である理化学研究所において、従前から災害等に備えバックアップの整備を進めてきたところ。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 東日本大震災により、被災地の大学等において多くの生物遺伝資源が毀損・消失し現在においても危険な状態にさらされていることを踏まえ、被災地の大学における研究活動を支援するとともに一度途絶えると二度と復元できない生物遺伝資源が今後災害が生じた際にも毀損・消失することのないよう、大学共同利用機関法人自然科学研究機構及び理化学研究所にバックアップ体制の整備に必要な設備(約 170 万リソース分)を整備するとともに、東日本大震災で基盤設備の脆弱性が明らかになった理化学研究所バイオリソースセンターについて、引き続き、世界最高水準のリソースを提供できるよう基盤設備の整備を検討中。(11 億円)		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 大学共同利用機関法人自然科学研究機構及び理化学研究所において、引き続き研究に不可欠な生物遺伝資源のバックアップ体制を整備し、生命科学分野をはじめとする様々な分野において安定した研究環境の確保を図る。また、理化学研究所バイオリソースセンターにおいて、引き続き世界最高水準のリソースの提供を行う。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 本事業において、生物遺伝資源のバックアップ拠点を2法人に整備するとともに、生物遺伝資源に関する中核的機関である理化学研究所バイオリソースセンターの基盤設備を強化することにより、生命科学分野をはじめとする様々な分野の安定した研究環境の確保を図る。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(xiv) 災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図るため、総合防災情報システムの機能拡充とその情報通信網である衛星通信ネットワークの機能強化を図る。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災では、未だかつてない広域巨大災害であることに鑑み、政府の情報集約活動に貢献することを目的として、総合防災情報システムの一翼を担う陸域観測技術衛星「だいち」による被災地の緊急観測を実施し、防災関係機関にデータを提供した。また、「だいち」に加え、国際的な枠組み(センチネル・アジア、国際災害チャータ)による海外衛星での集中的な観測も実施した。これらの衛星による観測データは、地上や航空機では取得困難な広域的な被害状況の把握、災害対応計画の立案等に用いられた。特に「だいち」による広域かつ詳細な観測データは、地殻変動の把握、立体視観測による災害状況把握、津波による浸水面積の把握、災害漂流物の把握等に活用された。これらの「だいち」の技術をさらに発展させ、活用していくことにより、災害発生後の迅速な被害把握につながる総合防災情報システムの機能拡充が可能となる。</p> <p>一方、震災により地上通信網が被災し、発災直後の通信途絶による避難・救助等の遅延、被災下でのインターネット接続環境の喪失等が発生した。被災地からの要望により、技術試験衛星Ⅷ型「きく8号」と超高速インターネット衛星「きずな」による岩手県及び宮城県の市町への衛星通信回線の提供を行い、インターネット接続による住民による安否情報確認、自治体派遣の医療チームや海上保安庁による関係者との情報共有や地図情報確認、IP 電話による情報共有、ハイビジョンテレビ会議による情報共有に活用された。これらの衛星通信技術をさらに発展させ、活用していくことにより、防災関係機関の横断的な情報共有につながる衛星通信ネットワークの機能強化が可能となる。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>「だいち」の地球観測技術及びその利用成果を発展させる後継機の開発、研究を行っているところ。</p> <p>「きく8号」や「きずな」で実証された衛星通信技術及びその利用成果を発展させ</p>		

る次世代情報通信技術試験衛星に関する技術検討を行うと共に、大型展開アンテナの衛星搭載技術等の要素技術開発を進める。

中・長期的(3年程度)取組み

災害発生後の迅速な被害把握につながる総合防災情報システムの機能拡充を目指し、「だいち」の後継機として、レーダセンサを搭載する ALOS-2 については、平成 25 年度の打上げに向けて衛星及び地上システムの開発を進めると共に打上げの準備を行う。また、光学センサを搭載する ALOS-3 については、平成 27 年度の打上げを目指して研究開発を進める。

防災関係機関の横断的な情報共有につながる衛星通信ネットワークの機能強化に資する取組として、小型携帯電話(地上・衛星共用携帯電話)での衛星通信を可能とする技術の開発、被災地に通信能力を集中し、小型・省電力の地上装置により直ちにインターネット接続環境を確保できる技術の開発等により、災害により地上通信網に被害が出た状況でも、安定して災害情報伝達及び連絡を可能とし、必要な場所に早急に地上ネットワークを再構築できるシステムを目指して、次世代情報通信技術試験衛星の研究開発を進める。(次世代情報通信技術試験衛星の研究開発について、平成 24 年度概算要求中)

期待される効果・達成すべき目標

(ALOS-2、3)

○今後 5 年以内に、ALOS-2、3 を中核とした衛星による災害監視網の構築に必要な技術開発を行う。達成すべき目標は以下のとおり。

- ・高分解能観測:「だいち」では最高 2.5m 分解能→本監視網では最高 0.8m 分解能に向上(ALOS-3)
- ・広域観測:「だいち」では最大 350km 観測幅→本監視網では最大 490km 観測幅に向上(ALOS-2)
- ・観測頻度:「だいち」では最大 2 日に 1 回の頻度→本監視網では最大 12 時間に 1 回の頻度に向上(ALOS-2)
- ・データ処理提供時間:「だいち」ではデータ受信から 3 時間以内→本監視網ではデータ受信から 1 時間以内に向上

また、防災関係機関等による、船舶、航空機、ヘリコプター、地上観測網と連携し、それぞれのデータを統融合することにより、特に津波災害に対して、早期警戒・予測情報、被災推定情報、被災情報等を迅速かつ的確に把握、提供する。あわせて、復興に向けた計画策定(都市計画、農業生産計画等)や再生状況などの情報を広域、迅速かつ的確に把握、提供する。

○水域抽出技術の高度化など、津波災害による被害状況の把握精度の向上、短時間間隔による継続的な状況把握を行う。達成すべき目標は以下のとおり。

【ALOS-2】

- ・分解能の向上により浸水面積の算出誤差を最大で 1/10 以下とする。また、1～3m(推定値)以上の長さの災害漂流物の検出を可能とする。
- ・冠水箇所を明瞭に識別する高感度観測モードも活用する。
- ・350km の広観測幅で地殻変動を検出する、など。

【ALOS-3】

- ・分解能 0.8m の光学観測により通行可能ルート、堤防決壊、橋梁倒壊、家屋倒壊を識別可能とする、など。

(次世代情報通信技術試験衛星)

次世代情報通信技術試験衛星による技術開発により、以下のような成果が期待される。

- 現状の衛星携帯電話は専用端末を配備しておく必要があるが、次世代情報通信技術試験衛星による技術開発で衛星の能力を向上することにより、災害発生時等に被災地等において小型携帯電話(地上・衛星共用携帯電話)で衛星通信回線を用いて緊急情報(余震情報、津波情報、避難経路等)伝達を可能とする。
- 現状の通信衛星は通信能力を変更できないため、災害発生時でも平時と同じ固定的な通信能力の中で通信を行うことになるが、次世代情報通信技術試験衛星による技術開発により特定地域へ通信能力を集中することを可能とすることで、災害発生時の被災地等において安否確認や復興に必要なより多くの情報をタイムリーに提供できるようにする。
- 今回の大震災で多くの地上局が使用不可となったが、これに代替する現状の衛星通信用の可搬局は、質量が比較的大きく持ち運びが容易ではない、設置や運用に複数の専門スタッフで対応する必要がある、動作に必要な電力確保に大型の発電機が必要であるなどの課題が残った。次世代情報通信技術試験衛星による技術開発により、輸送性・可搬性に優れた、現状の半分以下のサイズの小型・簡易・省電力の地上局でのブロードバンド通信を実現することで、災害発生時の被災地等において必要な場所に早急に地上ネットワークを再構築することができるようにする。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(xv) 防災・復旧の観点からの地理空間情報の活用や災害時の被害状況の把握等について衛星システムの活用を含めて検討する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災では、未だかつてない広域巨大災害であることに鑑み、政府の情報集約活動に貢献することを目的として、陸域観測技術衛星「だいち」による被災地の緊急観測を実施し、防災関係機関にデータを提供した。また、「だいち」に加え、国際的な枠組み(センチネル・アジア、国際災害チャータ)による海外衛星での集中的な観測も実施した。これらの衛星による観測データは、地上や航空機では取得困難な広域的な被害状況の把握、災害対応計画の立案等に用いられた。特に「だいち」による広域かつ詳細な観測データは、地殻変動の把握、立体視観測による災害状況把握、津波による浸水面積の把握、災害漂流物の把握等に活用された。</p> <p>防災・復旧の観点からの災害時の被災状況の把握等のためには、「だいち」の技術をさらに発展させ、活用していくことが必要である。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
「だいち」の地球観測技術及びその利用成果を発展させる後継機の開発、研究を行っているところ。		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>防災・復旧の観点からの災害時の被災状況の把握等の実現を目指し、「だいち」の後継機として、レーダセンサを搭載する ALOS-2 については、平成 25 年度の打上げに向けて衛星及び地上システムの開発を進めると共に打上げの準備を行う。また、光学センサを搭載する ALOS-3 については、平成 27 年度の打上げを目指して研究開発を進める。(「だいち」後継機の研究開発について、平成 24 年度概算要求中)</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○今後 5 年以内に、ALOS-2、3 を中核とした衛星による災害監視網の構築に必要な技術開発を行う。達成すべき目標は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高分解能観測:「だいち」では最高 2.5m 分解能→本監視網では最高 0.8m 分解能に向上(ALOS-3) 		

- ・広域観測:「だいち」では最大 350km 観測幅→本監視網では最大 490km 観測幅に向上(ALOS-2)
- ・観測頻度:「だいち」では最大 2 日に 1 回の頻度→本監視網では最大 12 時間に1回の頻度に向上(ALOS-2)
- ・データ処理提供時間:「だいち」ではデータ受信から 3 時間以内→本監視網ではデータ受信から 1 時間以内に向上

また、防災関係機関等による、船舶、航空機、ヘリコプター、地上観測網と連携し、それぞれのデータを統融合することにより、特に津波災害に対して、早期警戒・予測情報、被災推定情報、被災情報等を迅速かつ的確に把握、提供する。あわせて、復興に向けた計画策定(都市計画、農業生産計画等)や再生状況などの情報を広域、迅速かつ的確に把握、提供する。

○水域抽出技術の高度化など、津波災害による被害状況の把握精度の向上、短時間間隔による継続的な状況把握を行う。達成すべき目標は以下のとおり。

【ALOS-2】

- ・分解能の向上により浸水面積の算出誤差を最大で 1/10 以下とする。また、1～3m(推定値)以上の長さの災害漂流物の検出を可能とする。
- ・冠水箇所を明瞭に識別する高感度観測モードも活用する。
- ・350km の広観測幅で地殻変動を検出する、など。

【ALOS-3】

- ・分解能 0.8m の光学観測により通行可能ルート、堤防決壊、橋梁倒壊、家屋倒壊を識別可能とする、など。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(xi)大規模災害の発生時等にも医療を継続して提供できるよう、耐震化の促進等、医療施設等の防災対策を強化する。(以下略)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>医療施設の耐震化については、災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関を対象として、平成21年度第1次補正予算で、都道府県に医療施設耐震化臨時特例基金を設置し、さらに、平成22年度には予備費により積み増しを行った。</p> <p>また、平成23年7月より「災害医療等のあり方に関する検討会」を開催し、災害拠点病院の耐震化や通信手段の確保等について議論し、報告書を取りまとめた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>さらに、平成23年度第3次補正予算では、災害拠点病院等の耐震化を進めるための医療施設耐震化臨時特例基金の積み増しや自家発電設備等の整備などを盛り込んだところである。</p> <p>また、「災害医療等のあり方に関する検討会」での議論を踏まえ、災害拠点病院の指定要件の見直しや、医療計画策定に向けた指針の見直しなどを行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>医療施設耐震化臨時特例基金の活用により、引き続き、災害の発生時にも医療を継続して提供できるよう災害拠点病院等の耐震化の支援を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>平成22年度までに交付した基金による耐震化整備終了時には、災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は77.3%となる予定であり、平成23年度第3次補正予算による整備により、さらなる耐震化率の向上を目指す。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(xi)上下水道の耐震化及び複数の水道施設の連結等による広域化を推進する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>これまでに総数で 226 万戸が復旧し、津波により家屋等が流出した地域等を除いた断水被害については全て復旧している。現在は 3 県で少なくとも 4.5 万戸で断水被害が生じている状況。</p> <p>水道施設の災害復旧に係る財政支援措置として、平成 23 年度第 1 次補正予算において 160 億円を計上し、耐震性の高い水道施設の整備を進めているところ。なお、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、補助率を 80/100～90/100 まで嵩上げするとともに(通常の補助率は 1/2)、対象施設(給水装置の一部)や対象経費(漏水調査費)の追加を実施。</p> <p>また、有識者、関係水道事業者、関係団体等で構成する「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、宮城県や岩手県において津波により壊滅的な被害を受けた地域における水道の復旧・復興のため、意見交換や技術的助言を行うなどの支援を行っている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>平成 23 年度第 3 次補正予算において 303 億円、平成 24 年度の概算要求において 1,049 億円を要求しており、引き続き水道施設の復旧・復興に対する財政的支援や技術的助言などを行う。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>引き続き復旧・復興に向けた財政的支援、技術的助言を行うとともに、上下水道の耐震化及び複数の水道施設の連結等による広域化を推進する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・断水戸数 0 戸：平成 23 年度(※津波により家屋等が流出した地域等を除く) ・津波により家屋等が流出した地域等において、地域のまちづくり計画を踏まえて、長期的に安定した給水が可能な水道の復旧計画が策定される。 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(4)	
項	⑤	作成年月
目	(xi) 学校・試験研究機関の耐震化などの防災対策の推進や危機管理機能のバックアップを図る。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
当面(今年度中)の取組み		
<p>試験研究機関において、災害時等に求められる国家危機管理対策上必要な体制整備(毒性試験に必要なバリアシステム機能の強化)を行う。</p> <p>※10月21日に閣議決定した第三次補正予算において、国の施設等について耐震化整備等を図るための予算を計上。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
国家危機管理対策上必要な体制整備を行う。		

飼料の安定供給対策の推進			
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所			府省名
章	5 復興施策		農林水産省
節	(3)	(4)	
項	③	⑤	作成年月
目	(vi)	(xii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不測の事態にあっても、飼料を畜産農家に安定的に供給できるよう、一定数量の飼料用穀物を備蓄。 ○ 東日本大震災では、東北地方の配合飼料工場が被災し、配合飼料の供給がひっ迫したため、備蓄穀物を放出し、他地域で増産した配合飼料を東北地方へ輸送。 			
当面(今年度中)の取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時にも畜産農家に飼料を安定的に供給できる水準の飼料用穀物の備蓄数量を確保。 ○ 飼料の安定供給対策(例:配合飼料の保管体制、緊急時の相互融通体制の構築、災害対応の強化等)のあり方について、生産者団体や飼料メーカー等と意見交換。また、飼料メーカーに対して、事業継続計画の策定、見直しの検討を促す。 			
中・長期的(3年程度)取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時にも畜産農家に飼料を安定的に供給できる水準の飼料用穀物の備蓄数量を引き続き確保。 ○ 上記の意見交換の結果を踏まえ、生産者団体や飼料メーカー等に対し、例えば、配合飼料の保管数量の拡充、広域的相互融通体制の構築等、飼料の安定供給体制を強化するための民間レベルでの取組みについて計画的な実施を促す。 			
期待される効果・達成すべき目標			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災では、備蓄穀物の放出による原料確保により、他地域から配合飼料を輸送し、東北地方の家畜の餓死を抑制。しかし、配合飼料の到着までに1週間以上を要したことから、一部の家畜の餓死、制限給餌による畜産物の価値下落等の影響が発生。 ○ この経験を踏まえ、引き続き飼料用穀物の備蓄により原料の安定供給を確保するほか、生産者団体や飼料メーカー等の自主的な取組みを強化することにより、供給途絶の場合でも、家畜に対する影響が緩和され、被災地の畜産業の存立基盤の確保や消費者に対する畜産物の安定供給が図られる。 			

災害を想定したサプライチェーン対策			
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所			府省名
章	5 復興施策		農林水産省
節	(4)	(3)	
項	⑤	⑨	作成年月
目	(x ii)	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み			
<p>○ 新型コロナウイルス等の発生時に食料供給への不安が生じないよう、事業継続計画（BCP）の策定を推進することにより、不測の状況下における食品産業事業者等の事業継続能力を向上し、食料の安定供給体制を整備。</p>			
当面（今年度中）の取組み			
<p>○ 大地震等の災害発生時にも食料供給に不安が生じないよう、BCPの策定を継続して推進。</p> <p>○ 東北地域で災害時においても円滑な食料供給を可能とする災害に強い物流拠点を構築するため、被災地以外の関係者も含めた協議会の設置・運営を支援。</p> <p>○ 食品関連事業者等の共同・連携による、被災地（岩手県、宮城県、福島県）における物流拠点の新設・増改築を支援。</p>			
中・長期的（3年程度）取組み			
<p>○ BCPの策定事業者間の連携強化の推進を検討するとともに、東日本の食品関連事業者等が共同・連携して災害に強い物流拠点の機能強化・ネットワーク化を図る。</p>			
期待される効果・達成すべき目標			
<p>○ BCP策定済みの事業者の割合を増加（平成 23 年度までに7割）するとともに、東北地域全体での食料供給機能を強化。</p>			

被災農地等の復旧その他経営再開までの支援等				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			農林水産省
節	(2)	(3)	(4)	
項	②	③	⑤	作成年月
目	(i)	(ii)	(x viii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み				
<p>① 地域共同で農地・農業用水等の資源の保全管理や水路等施設の長寿命化のための活動を行う集落を支援。</p> <p>② 被災した農地・農業用施設に係る償還中の土地改良事業負担金について、最大3年間、利子を助成。</p> <p>③ 都道府県や農林水産関係団体等の協力の下、農山漁村被災者受入れ情報システムを利用し農山漁村における農林水産業関係の雇用、農地や住まい等に関する受入情報を被災農家等へ提供。</p> <p>④ 避難先等で耕作放棄地を活用し被災農家等が営農活動を再開する際に、既存の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金により支援を実施。</p>				
当面(今年度中)の取組み				
<p>① 引き続き、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動を支援するとともに、農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金(3次補正予算)において、被災した農地周りの水路の補修等を行う集落を支援。</p> <p>② 引き続き、土地改良事業負担金の利子を助成。</p> <p>③ 農山漁村被災者受入円滑化支援事業(3次補正予算)において、受入情報の提供に加え、他の地域へ移転を希望する被災農家等と受入れ可能な農山漁村とのマッチングを行い、被災農家等の意向を踏まえた円滑な移転を支援。</p> <p>④ 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業(3次補正予算)において、土地条件整備に要する経費相当額の助成を中心に耕作放棄地の再生利用への支援を充実。</p> <p>⑤ 被災土地改良区復興支援事業(3次補正予算)において、被災により経常賦課金の支払いが困難な農家の迅速な営農再開を図るため、土地改良区に対して資金借入れの無利子化や業務書類・機器等の復旧に対して支援。</p>				
中・長期的(3年程度)取組み				
○ 引き続き、地域の実情に応じ、支援を検討。				
期待される効果・達成すべき目標				
<p>○ 被災した農地周りの水路等の補修にきめ細やかに対応して早期復旧を図るとともに、集落を支える広域的な保全管理体制を整備しつつ、農業用施設を長寿命化。</p> <p>○ 被災地から移転した被災農家等の営農継続及び被災地における営農再開までの切れ目のない支援。</p> <p>○ 土地改良区の機能回復及び自立的な業務運営の確保。</p>				

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iii)～ <u>地質や地殻変動等の複合的な調査により地震・津波災害のリスクを評価し、高度な地震・津波予測を実施する。</u>	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
-		
当面(今年度中)の取組み		
<p>平成 23 年度三次補正予算において、31 億円を措置し、産業技術総合研究所が以下の施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に伴う津波、内陸性地震、液状化、土壌・地下水汚染に関する複合リスクの総合的な調査の実施。 ・将来予想されるプレート境界型地震に備え、下北・房総半島の太平洋側エリアと東海・東南海・南海エリアを中心に、日本全土で被害が想定される都市域や原発等の重要インフラ周辺域も含めた、概査的な津波堆積物調査の実施。 ・東南海・南海地震予測のための地下水等総合観測施設を整備し、観測データ等の収集システムを強化。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
-		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>巨大地震・津波災害に伴う複合地質リスク評価を実施し、今後の防災計画、復興計画に資するデータを整備するとともに、地下水等総合観測施設の整備を行い、東南海・南海地震に対する観測ネットワーク体制を確立することにより、地域の防災対策を推進する。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vi) 災害応急対策を実施する際に必要となる機能を有した船舶等のあり方等について調査を行う。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災を踏まえ、都市直下型災害等の大規模災害への対応能力の一層の強化が求められている。このような中、空中消火機能の強化の一環として消防飛行艇の導入の是非が検討されているところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>防衛以外の目的でも十分に有用性のある飛行艇などの防衛省機について、その民間転用(防衛目的以外への転用)が可能となる仕組みを確立し、我が国の災害対応能力の強化に民間転用機を活用できる基盤を構築することが必要。これを実現するため、民間転用を前提とした型式証明制度等の制度整備に不可欠である、データ提供の仕組みや試験方法等を提案するための調査を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>調査結果等を踏まえ、まず国内において防衛省機を転用して民間で活用し、有効な運用実績を蓄積していくことで、海外への販売における大きなバーゲニングパワーを蓄えることを目指す。加えて、高度な技術を持つ防衛産業の技術基盤が維持・強化されることによる他産業への技術波及を生じさせ、多種多様な産業の国際競争力の強化に大きく寄与させる。また、前記調査結果等を踏まえ、国際的活用等について、関係省庁が必要に応じて更なる検討を進めることとする。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>民間転用機の市場投入数: 1機種(平成25年度まで)</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(xi)～災害に強い石油・ガス等の製造供給設備、供給網を整備する。(以下略)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>被災地域における燃料の安定供給を確保するため、油槽所、SS、石油ガス充填所等の燃料供給機能及び都市ガス関連設備を早期に復旧させるための支援措置を実施しているところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>被災地域における燃料の安定供給を確保するため、SS、LNG 基地及び石油ガス基地等の機能を早期に復旧させるための支援措置を実施する。</p> <p>さらに、災害等緊急時にも被災地域を中心に石油基地、中核 SS 及び石油ガス中核充填所等から安定的に石油・石油ガスを供給できるよう必要な設備強化等を行うことに加え、石油備蓄制度のあり方について検討を行うなど、供給体制を強化する。</p> <p>また、災害時における都市ガスの供給途絶を防止するため、広域ガスパイプラインの整備や非常時の代替供給手段の確保などの検討を開始する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>石油・石油ガスについては、災害等緊急時にも被災地域を中心に石油基地、中核 SS 及び石油ガス中核充填所等から安定的に供給できるよう必要な設備強化を行うなど、供給体制を全国的に強化する。</p> <p>天然ガスについては、国内安定供給の基盤であるパイプライン等の広域ネットワークのあり方等について法制的措置も含めて検討を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>災害等緊急時においても被災地域への石油・ガス等の安定的な供給を確保する。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国作り	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(XV)防災・復旧の観点からの地理空間情報の活用や災害時の被害状況の把握等について衛星システムの活用を含めて検討する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>災害発生時には被災地の状況把握に、また平時ではハザードマップの作成等に大きく貢献する、小型光学衛星に搭載するミッション機器及び、搭載ソフトウェアについて開発を実施するとともに、被災地の近くで小型衛星を追跡・管制し、衛星画像を直接受信するための地上システムの開発を実施。(「小型化等による先進的宇宙システムの研究開発」:23年度当初予算2.4億円、22年度補正予算24.3億円)(「可搬統合型小型地上システムの研究開発」:22年度補正予算22.8億円)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>平成 24 年度中の小型光学衛星の打上げに向け、衛星システム総合試験の実施、衛星画像データ保全機能の確認を実施する予定。 また、小型衛星から得られる衛星画像を災害対策に活用するため、短時間での画像処理・解析を可能とする地上システムの開発を実施する予定。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>平成 24 年度中に小型光学衛星を打上げ、我が国の防災監視に役立てるとともに、各地方自治体や防災関係府省との連携を図り、自然災害発生時には、衛星画像を入手後、被災地の対策本部や関係省庁へ衛星画像が迅速に提供されるネットワークを構築する。 また、ASEAN 諸国等への海外展開を図るとともに、他国との衛星の連携運用により観測頻度を向上させる。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>地球観測衛星はこれまで大型衛星であって、多額の開発・製造費、長期の開発期間が必要であったが、我が国の強みである民生部品・技術を衛星に転用するための耐宇宙環境技術及び衛星の小型化技術を開発することにより、大型衛星に劣らない性能を有する小型衛星を実現する。</p>		

安価で短納期である小型衛星により複数機導入が可能となれば、小型衛星2機を連携して運用することにより、2日に1回の地上の観測が可能となる。従って災害発生時より48時間以内には各地方自治体に対して被災状況に関する情報提供が可能となるため、被災地における救助活動や復旧活動を迅速に、かつ効率的に実施できる。

さらにこれまで衛星を保有することができなかった新興国にも本システムのインフラ輸出が可能となれば、新興国の防災システムの構築にも貢献するとともに、他国の衛星とネットワーク化することにより、撮像機会が飛躍的に向上し、衛星8機をネットワーク化した場合、上述の48時間が12時間以内となり、我が国にとっても大きなメリットとなる。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省 (気象庁)
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iii)	平成23年 11月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・有識者等による「東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえた津波警報改善に向けた勉強会」を開催し、津波警報の改善の方向性について整理。 ・被災したアメダスや地震・津波観測点等の復旧の他、防災情報の強化を図るため、臨時観測点の設置等を実施。 ・東日本大震災の復旧・復興活動に有効に利用いただくため、被災地域の気象情報等をまとめた情報のホームページや電子メール等による提供を開始。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報の改善について、改善する具体的な情報内容について検討・整理する。 ・災害発生時においても気象監視や防災気象情報の提供業務を確実に継続するため、気象官署や観測点の非常用電源等について、必要箇所の更新・強化を実施する。 ・津波警報をはじめとする防災情報の強化に必要となる、地震・津波等の観測網の新規整備に着手する。(広帯域強震計、海底津波計、気象ドップラーレーダー等) 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度までの取り組みを踏まえ、復旧・復興に資する津波警報をはじめとする防災気象情報の適確かつ確実な提供を実施していく。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い観測・監視・予測体制の充実により、防災気象情報の精度向上が図られるとともに、その安定・確実な提供が可能となる。 <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巨大地震において正確なマグニチュードを推定し、精度の高い津波警報切り替えまでに要する時間を平成24年度までに15分以内とする等、津波警報の改善を行う。 ・緊急地震速報の精度向上(震度の予想精度)を図る。 ・活動が活発化している5火山に加え、新たに4火山の監視体制の強化を図り、噴火警報等を迅速に発表する体制を整備する。 ・全国20箇所の気象レーダーのうち、まだドップラー化されていない4箇所を整備し、ドップラーレーダーによる観測範囲を日本全域に拡大する。 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iv)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>・日本全体の災害対応について再点検を行い、将来起こりうる大災害に備えるため、東日本大震災から得られる教訓を踏まえ、広域的な国土政策の観点から、災害に強い国土・地域づくりの基本的方向性を示していくことが喫緊の課題である。</p> <p>・このような重要課題の検討を目的に、平成23年6月に国土審議会政策部会防災国土づくり委員会が設置され、災害に強い国土への再構築を図るという課題について調査審議をいただき、平成23年7月に「災害に強い国土づくりへの提言」(以下「本提言」)がとりまとめられた。</p> <p>・本提言では、巨大災害を想定した場合、個々の施設等の対策を超えた、より広域的、総合的な観点からの国土政策上の対応が必要であるとされている。また、災害に強いしなやかな国土の形成に向けて、国土全体での機能分担・配置等のあり方、広域交通基盤の被災時の代替性・多重性の確保、災害リスクを考慮した国土利用、安定的なエネルギー供給が可能な国土の形成等について、基本的方向性が示されたところである。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・本提言を踏まえて、巨大災害の発生を念頭においた広域的な災害対応のあり方等については、わが国の将来にとって重要な検討課題であり、以下のように検討を行うこととしている。</p> <p>(災害に強い国土構造への再構築に関する検討)</p> <p>・当面の取組みとして、東京圏の中核機能の機能分散・バックアップに関する検討調査において今後の検討の論点や方向性等を整理し、広域交通基盤の代替性・多重性に関する検討調査において広域災害等を想定した場合の状況把握、災害に強い次世代エネルギー圏域に関する検討、長期的な災害リスク増大の国土利用への影響分析を行うなど、災害に強い国土構造への再構築に関する検討を進める。</p> <p>(東北圏広域地方計画の見直し)</p> <p>・本提言を踏まえ、東北圏広域地方計画の見直しのため、被災・復旧状況等の情報をデータベース化するとともに、防災や産業等に関連したプロジェクトの推進上の課題等について調査する。</p> <p>(広域地方計画の総点検)</p>		

・本提言を踏まえ、広域地方計画について、インフラ整備の多重化やサプライチェーンの強化に向けた防災面の取組み等を緊急的に調査し、課題を抽出・整理する。

中・長期的(3年程度)取組み

(災害に強い国土構造への再構築に関する検討)

・これまでの検討結果をもとに、東京圏と同時被災しない地域との分担関係の構築や、広域交通基盤の被災時の代替性・多重性の確保、安定的なエネルギー供給が可能な国土の形成、災害リスクの低い国土利用への誘導等にむけて、災害に強い国土構造への再構築に関する検討、情報整備を行う。

・また、国土政策においては時代の方向性を先導的に提示する長期展望作業、国民本位の効率的な質の高い行政や成果重視の行政の推進、国民に対する説明責任の徹底等を図る政策評価等を行うこととしているところであるが、以上の検討を踏まえてより一層災害に強い国土づくりを推進していく。

(東北圏広域地方計画の見直し)

・上記「当面の取組み」を踏まえ、災害に強い圏域づくりに向け、緊急的・優先的に取り組むべき課題について調査するとともに、当該課題を踏まえ、東北圏広域地方計画の見直しを検討し、東北圏全体の復興に向けた将来ビジョンを早期に打ち出す。

(広域地方計画の総点検)

・上記「当面の取組み」を踏まえ、広域地方計画について、引き続き防災面等の取組みを緊急的に調査するとともに、当該課題を踏まえた新たな将来像の検討や取組みの見直しの必要性を早急に総点検する。

(条件不利地域における地域防災力の向上)

・大規模災害時に孤立化しやすい条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪地帯)の集落において、廃校舎等の既存公共施設を避難所などの防災機能を有する地域の拠点施設へ改修するなどの具体的な取組みを支援する。

期待される効果・達成すべき目標

・以上の取組みを行うことによって、巨大災害が生じた場合にあっても、国土やそれを構成する地域が総体として対応し、互いに支え合える体制を構築すること等を通じて、安全・安心を確保した災害に強いしなやかなシステムを持つ国土の形成を図ることが期待される。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iv)(xi)	平成23年11月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・小笠原諸島父島の二見港は、本土との交通拠点として、また、周辺海域における船舶の避難、休息、補給基地としての役割を担っている。 ・防波堤は、泊地の静穏度を確保する役割があるが、コンクリート等の老朽化が著しく、防波堤の機能を欠く恐れがある。このため、防波堤の改良を行う必要があり、継続的に行ってきたところ。 ・二見漁港は、第4種漁港として他県船の避難・休憩・前進基地としての役割のほか、地元漁業者の生活安定に大きく寄与している。そのため、東南海・南海地震の発生に伴う津波の影響による既設防波堤の被災を未然に防ぎ、漁港施設の機能確保を図るため、既設防波堤の改良(補強)を実施してきたところ。 ・父島浄水場は、昭和45年に建設され、経年による施設の老朽化及び、平成15年12月に東南海・南海地震防災対策推進地域の指定により、浸水予測図が作成され、その中で、父島浄水場は浸水地域になっている。今後災害発生時には、村民の生命に影響することが予想されることから、浄水場の移転が緊急的に必要である。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・二見港、二見漁港については、前年度に引き続き、防波堤改良を実施する。 ・父島浄水場については、I期工事を行う。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・二見漁港、父島浄水場の整備を引き続き進める。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>・今回の東日本大震災では、父島において最大1.8mの津波を観測し、車両が水没する被害が発生したところであり、大規模地震の発生に伴う津波の影響による被災を未然に防ぐためには、防波堤の改良等の整備を早急にすすめる必要がある。防波堤の改良、父島浄水場の高台移転を進めることにより、大規模地震が発生した場合の津波の影響による被災を未然に防ぐことができるものであり、成果目標(アウトカム)としては、平成25年度に小笠原村総人口2,500人(2,397人(平成23年度))としている。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	②再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進 ⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(②)(i)(ii) (⑤)(v)	平成23年 11月
これまでの取組み		
<p>・平成 23 年度当初予算において、住宅・建築物における省CO2対策・長寿命化を推進するため、住宅・建築物の省CO2の実現性や住宅の長寿命化に資するリーディングプロジェクト等の提案に対する補助を全国で実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・東日本大震災の被災地において、住宅・建築物のゼロ・エネルギー化等に取り組むリーディングプロジェクト等に補助することにより、住宅・建築物における再生可能エネルギーの活用等による新たな地域づくりに資する東日本大震災の復興を図る。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>・引き続き、住宅・建築物の省エネ化を推進する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>・エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(H11 基準)達成率 42%(平成 22 年 4 月から 9 月までの数値)→100%(平成 32 年度)</p>		

・観測施設における非常用電源(72 時間)やバックアップ回線を確保し、防災情報を安定・確実に提供する体制を整備する。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v)	平成23年11月
これまでの取組み		
—		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震、津波等により孤立化する可能性のある離島において災害時の救急、救助の連絡、情報収集等に要する既存地上系統通信システムを補完する衛星携帯電話及び非常用電源設備を、離島振興法第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の有人離島及び当該指定を受けた市町村本庁を対象に整備する。 ・これにより、離島地域自らの創意工夫による自立的発展の促進のため市町村が交流事業を実施する上で、島の定住人口以上にも及ぶ観光客も含めた島内の人々の安全確保、減災への対応を図る。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・離島振興対策実施地域内の有人離島 257 島の孤立化対策(情報伝達体制等の整備)による安全確保、減災 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v)	平成23年11月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅エコポイントは、平成21年度第2次補正予算で創設され、平成22年3月8日より申請受付を開始。 ・平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費において、制度の1年延長（平成23年12月末まで）を措置。 ・平成22年度補正予算において、エコリフォーム等に併せて設置する住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽）へのポイント発行対象の拡充を措置。 ・なお、当初の想定を大きく上回る活用が図られたことから、工事の着工等の期限（本年12月末）を本年7月末に前倒し。 		
当面(今年度中)の取組み		
<p>住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図るため、本年7月末に終了した住宅エコポイントを再開する。</p> <p>再開に当たっては従来の制度を変更し、被災地活性化のための措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地のポイントをその他地域の倍にする。 ・発行されるポイントの半分以上を被災地の特産品・被災地への義援金など被災地支援商品に交換する。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、住宅の省エネ化を推進する。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(H11基準)達成率 42%(平成22年4月から9月までの数値)→100%(平成32年度) 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(v)	平成23年11月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・耐震改修に係る助成や税制、融資による住宅・建築物の耐震改修の促進 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・耐震改修に係る助成や税制、融資による住宅・建築物の耐震改修の促進 ・緊急輸送道路及び避難路の沿道の住宅・建築物及び避難所の耐震改修の促進(平成23年度第3次補正予算) 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・耐震改修に係る助成や税制、融資による住宅・建築物の耐震改修の促進 ・街区防災計画(仮称)区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設(平成24年度税制改正要望) 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化が促進される。 ・住宅の耐震化率 90%(H27)、95%(H32) 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 90%(H27) 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	(海上保安庁)
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v),(vi)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>・海上保安庁においては、東日本大震災直後から、全国から巡視船艇・航空機等を被災地に派遣し、捜索救助、火災消火、被災者への物資輸送、現場支援等の災害対応を実施してきた。また、東日本大震災により被災した巡視船艇・航空機、庁舎等の復旧にかかる経費を平成23年度第1次補正予算により措置し、これらの復旧作業を行っている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・東日本大震災により被災した航空機、施設等の復旧にかかる経費を平成23年度第3次補正予算に計上し、これらの復旧を引き続き行う。</p> <p>・また、東日本大震災を踏まえ海上保安庁における防災体制を強化するため、平成23年度第3次補正予算に、災害対応能力を強化した巡視船の整備、航路標識や通信施設の防災対策の強化等に係る経費を計上するとともに、平成24年度予算要求においても所要経費を要求している。また、被災地域の海図の改訂、航路標識の整備及び地域防災体制の強化等のため、平成24年度組織・定員要求を行っている。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>・災害対応能力を強化した巡視船の整備、航路標識の防災対策の強化、救難防災資器材の整備等を推進し、海上保安庁の防災体制を充実強化するほか、地方自治体、関係機関との連携強化を図る。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>・今後、発生すると予想されている東海・東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模災害に対して、迅速かつ的確に災害対応が行われること。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(xi)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>・既存不適格建築物(建築基準法に基づく耐震性能を満たさないもの)等の耐震化について取組んでおり、また、官庁施設の設備等を更新する際は、従前より環境負荷低減に資する機器を採用することとしているところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・東日本大震災により被害を受けた官庁施設の復旧を実施。</p> <p>・建築基準法に基づく耐震性能を満たしておらず、大規模地震発生時に倒壊・崩壊の可能性のある施設の耐震改修及び現行基準を満たしていない法律で設置が義務づけられている非常用エレベーター設備の耐震化を実施。また、地震防災対策が特に必要な一定の地域において、防災拠点としての所要の耐震性能を満たしていない防災合同庁舎等の地震防災機能を強化。</p> <p>・さらに官庁施設について、災害時の自家発電設備の電力負荷低減又は機能補完に資する太陽光発電設備を整備。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>・既存不適格建築物の耐震化及び防災拠点としての所要の性能を満たしていない官庁施設の防災機能強化。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>・官庁施設については、災害応急対策活動の拠点施設となることや来訪者等の安全の確保の観点から、平成27年度末までに耐震化率9割の達成を目標。耐震化対策に当たっては、大規模地震発生時に官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設等の整備を実施。</p> <p>・災害時の自家発電設備の電力負荷低減又は機能補完に資するものとして、平成23年度に太陽光発電設備約200kWを整備。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	環境省
節	(4)	
項	⑤	作成年月
目	(xiii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p><震災廃棄物対策指針等の作成> 災害廃棄物対策については、平成 10 年 10 月に「震災廃棄物対策指針」を策定し、震災廃棄物の処理に係る防災体制の整備を各地方自治体に要請してきたところ。また、平成 17 年 6 月には「水害廃棄物対策指針」を策定し、水害廃棄物を含めて、災害廃棄物の処理に係る防災体制の整備を重ねて要請した。 毎年度実施する、全国都道府県環境担当部局長会議等においても、同様の要請を実施してきたところ。</p> <p><浄化槽の整備を進めるなど、災害に強い廃棄物処理体制を構築> 平成 16 年度の「三位一体改革」により、従来の補助金制度を廃止し、平成 17 年度より新たに「循環型社会形成推進交付金」を創設。 市町村が、廃棄物の 3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画(循環型社会形成推進地域計画)。計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p><震災廃棄物対策指針等の作成> 次年度以降の「震災廃棄物対策指針」見直しに向け、上位計画となる防災基本計画の見直しに向けた議論について情報収集を行う。</p> <p><浄化槽の整備を進めるなど、災害に強い廃棄物処理体制を構築> 平成 23 年度 3 次補正予算案において、必要な経費を計上し、既に整備計画のある廃棄物処理施設のうち、東日本大震災に起因する災害廃棄物の広域的処理にも活用が可能な施設の緊急整備、及び被災地域の復興のための浄化槽整備を進める。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		

＜震災廃棄物対策指針等の作成＞

24年度及び25年度において、震災廃棄物対策指針を見直し、各地方自治体に対して新たな指針を提示し、各都市における震災廃棄物対策計画等の見直しを要請するとともに、その見直し状況を調査する。

＜浄化槽の整備を進めるなど、災害に強い廃棄物処理体制を構築＞

平成24年度予算概算要求において、災害廃棄物の迅速かつ的確な処理を促進するため、広域処理による災害廃棄物の処理や被災地における処理能力増強、被災地における生活排水の早期回復に対する重点的な財政措置による廃棄物処理施設・浄化槽の整備の支援を実施する。

期待される効果・達成すべき目標

＜震災廃棄物対策指針等の作成＞

25年度以降、新たな指針に基づき、全国の各自治体において震災廃棄物対策計画等が見直され、その後速やかに、新たな計画における防災体制が整備される。

＜浄化槽の整備を進めるなど、災害に強い廃棄物処理体制を構築＞

国民の安全・安心の確保、循環型社会、低炭素社会の推進、良好な水環境や健全な水循環が確保及び被災地における災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理の推進が図られる。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iv)…除染や情報収集等の関連研究・技術開発を実施…	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>23年度3次補正予算として、以下の3つの施策を計上した。</p> <p>(1)CBRN※汚染された人員、器材、エリアの除染に必要な除染能力を向上した装置の開発。</p> <p>(2)CBRN汚染環境下でも各種作業を可能とするため、遠隔操縦が可能な無人施設作業車両の研究。</p> <p>(3)操用性、除染性に優れた航空機、車両用防護マスクの研究。</p> <p>※ CBRN: Chemical、Biological、Radiological、Nuclear(化学、生物、放射線、核)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
上記3件の施策は、23年度中に事業着手する計画である。		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>(1)及び(2)の事業については、平成25年度頃に試作機が防衛省に納入される計画である。その後、納入された試作機が、要求性能、機能を満足するかを評価するため性能確認試験を平成26年度までに終了する計画である。</p> <p>(3)の事業については、平成25年度には、試作品の評価を行うべく計画している。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>(1)の事業については、平成27年度に陸上自衛隊が装備化を計画。</p> <p>期待される効果として、大規模災害時における人員除染性能が従来の約4倍となり性能の向上が期待できる。また、従来装備品だと、除染が困難であった精密器材や施設内部の除染能力が期待できる。</p> <p>(2)の事業については、平成26年度には、試作した無人施設作業車両の性能を確認する計画である。</p> <p>期待される効果として、本車両は、CBRN環境下で稼働可能な構造となっており、極力、汚染された廃棄部材の削減が期待できる。</p> <p>(3)の事業については、平成25年度には、試作品の評価を行い、所望の性能を確認する計画である。</p> <p>期待される効果として、広い視野角を有し、呼吸追従ブローア一搭載により、操用性について従来品と比較して大幅な改善が期待できる。また、除染性の向上が期待できる。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(V)…自衛隊等による長期間、広範囲かつ大規模な避難活動、救援活動や救急・救出救助活動…防災拠点(災害に強い施設)…の整備…	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>自衛隊施設の災害派遣活動基盤としての機能を強化するため、23年度3次補正予算において、大規模災害等において、自衛隊による救助活動や被災者支援活動等の拠点となる自衛隊施設について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎等の耐震化 ○ 非常用電源施設の整備 ○ 燃料タンクの整備 ○ 即応部隊保持駐屯地倉庫の整備 ○ 駐機場のかさ上げ等の津波対策 ○ 洗濯・乾燥機材等の後方支援用備品の整備 <p>などに係る経費を計上した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>3次補正予算で計上した庁舎等の耐震化、非常用電源施設、燃料タンク、即応部隊保持駐屯地倉庫の整備、駐機場のかさ上げ等の津波対策などの早期完成に向け、所要の設計、調査、工事の契約を締結するとともに、老朽化した洗濯・乾燥機材等の後方支援用備品につき、緊要性の高い更新所要を取得する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>3次補正予算で計上し、契約締結した庁舎等の耐震化、非常用電源施設、燃料タンク、即応部隊保持駐屯地倉庫の整備、駐機場のかさ上げ等の津波対策などの早期完成に向け、契約に基づく着実な執行を図るほか、洗濯・乾燥機材等の後方支援用備品の更新を進めるなど、防災拠点の整備を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>大規模災害時の部隊の初動対処や被災者への生活支援、増援部隊の受け入れ、各駐屯地の継続的な支援能力などの向上を図り、地域住民の安心・安全を確保する。なお、庁舎等の耐震化、非常用電源施設、燃料タンク、即応部隊保持駐屯地倉庫の整備、駐機場のかさ上げ等の津波対策など、概ね3年間で完成目途として達成すべき目標とするとともに、耐用年数を超えた機材の更新を早急を実施する予定である。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v)…防災拠点(災害に強い施設)…の整備… (xi)…医療施設等の防災対策を強化	平成23年11月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度の継続事業として自衛隊病院等で使用する各種医療器材等の整備を実施している。 ・ 自衛隊病院等在り方検討委員会報告書に基づき、自衛隊病院の拠点化・高機能化を実施中である。 ・ 防衛医科大学校防衛医学講座、陸上自衛隊部隊医学実験隊、国立感染症研究所、放射線医学総合研究所等、部内外の部隊、機関等と連携し、一般臨床医学分野のみならず、各種分野における専門家の育成に取り組んでいる。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野外手術システム、個人携行救急品等の充実を図り、部隊レベルの医療対応能力の向上を進めている。 ・ 引き続き自衛隊札幌病院の建替、仙台病院の耐震補修工事を実施していくことに加えて、23年度3次補正予算において、医務室の建替や手術室無停電電源措置等を整備する。 ・ 陸上自衛隊衛生学校に戦傷治療を念頭においたシミュレーション施設を整備し、訓練を開始する予定であるが、災害医療分野における外傷対応への応用についても期待される。また、3次補正予算において、衛生関連訓練教材、衛生研究用備品等を整備する。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊の任務遂行に際して、効率的かつ効果的な衛生活動を実施するため、引き続き自衛隊病院等で使用する各種医療器材等の整備を実施していく。 ・ 引き続き自衛隊札幌病院の建替、仙台病院の耐震補修工事を実施していくことに加えて、飛行場隣接病院の建設用地に係る調整を実施していく。 ・ 部外カウンセラーの招聘、部内相談員等の育成、臨床心理士等の配置等により、メンタルヘルスケアの更なる充実を図っていく。 ・ 防衛医学推進研究において、放射線、メンタルヘルス等に関連した研究を実施していく。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・ これらの施策は、基本的に自衛隊としての防衛力整備上の必要性から整備するものであるが、防災対策の強化・復興施策、災害派遣等への対応といった面においても、国民の安全確保に寄与することが大いに期待される。 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vi)…警察、消防、海上保安庁、自衛隊は災害時において情報共有等一層の連携の強化…	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>震災時には各省庁等が現地対策本部等において情報共有を行い、連携して救援活動を実施しているところであるが、現場レベルにおいて不測の事態に必要な情報共有を行うための手段として、連絡や情報データ伝送が可能な無線機を23年度1次補正予算にて整備を行ったところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○23年度1次補正予算で整備した無線機は民生品であり、関係機関においても購入可能であることから、各種の様々な機会を通じ、各省庁に紹介を行ったところ。</p> <p>○また、原発対応時の不測事態発生時には、無線機による現場レベルでの関係機関との情報共有手段を確保し、各種場面及び活動に応じた連携強化が図れるよう、現在、関係省庁と運用等の枠組みについて調整中。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○今後、関係省庁との間で、通信に関する協定の締結を検討していく。</p> <p>○一方、民間を含め、国全体として連携を強化するための方策について議論する枠組みも別途必要と考える。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>関係機関との通信の確保により、現場間での情報共有が図られ、各種場面における連携強化に資するものであり、より円滑な災害活動が期待される。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vi)…後方支援(メンタルケアや託児支援を含む)を含む災害対処能力の向上…	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>災害派遣等の緊急登庁時において、隊員の子の一時的な預け先を確保するために、自衛隊の駐屯地等で児童を一時的に預かる態勢を整備している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災の教訓を踏まえ、各自衛隊の駐屯地等において、緊急登庁時の児童一時預かりを実施するための備品(マット、ベビーベッド等)を逐次整備する。</p> <p>本年度中に陸上自衛隊の50個駐屯地、海上自衛隊の2基地において実施する予定。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>今後、更に、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の駐屯地等において、緊急登庁支援(児童一時預かり)施策を推進していく予定である。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>災害派遣等の緊急登庁時に隊員の子の預け先を確保することにより、隊員が安心して任務遂行できるとともに、災害派遣隊員の最大化が図られることから、災害対処能力の向上が期待される。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(vi)…原子力、地震、津波災害に対する…自衛隊…野装備や活動等を踏まえ…災害対処能力の向上	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>23年度3次補正予算において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報通信能力や津波災害等に対処する救助能力、災害時の初動対処能力の向上など、被災地での今後の活動に即応し得る能力を充実するための経費(約1,007億円) ○ さらに、無人航空機や無人車両の取得など、原子力災害等への対処能力の向上に資する事業に係る経費(約84億円)、 <p>を計上した。</p> <p>※金額は契約ベース</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>23年度3次補正予算にて計上した装備品等について、早期に契約手続きを行い、早期の部隊配備を図る。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>取得した装備品について、必要な訓練等を行うことにより、災害時における迅速かつ効果的・効率的な対処能力の向上を図る。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>原子力、地震、津波といった災害に際し、迅速かつ効果的に対処するために必要な自衛隊の装備・器材等を充実することによって、国民の安全・安心の確保に万全を期す。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(vi) …後方支援(メンタルケアや託児支援を含む)を含む災害対処能力の向上…	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>○ 防衛省は、災害派遣隊員が心身に受けた影響からの回復を図り、今後の任務に安心して邁進できる環境を整えるため、防衛大臣政務官をチーム長とする「東日本大震災派遣隊員ケア推進チーム」を設置した。</p> <p>○ 災害派遣活動中のメンタルヘルスケアは、平素より各駐屯地等に配置している部内外のカウンセラーや臨床心理士等の活用に加え、メンタルヘルス教育及びカウンセリング態勢等を強化した。具体的には、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸上自衛隊では、部隊指揮官等に対するメンタルヘルス教育実施のためメンタルヘルス巡回指導チームを宿営地に派遣するとともに、部隊指導の参考用のハンドブックを配布、また毎日の活動終了後に解除ミーティングを実施 ・ 海上自衛隊及び航空自衛隊では、護衛艦及び各基地に精神科医官及び臨床心理士を派遣 ・ 東北防衛局(仙台市)に、防衛医大からメンタルヘルスケア専門の医師等を派遣 		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 災害派遣終了後のメンタルヘルスケアは、派遣された隊員がPTSD やうつ状態に陥ったり、自殺することを防止するため必要な施策を、総合的・中長期的観点から推進している。具体的には、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣終了直後から、中隊長等による面接・生活指導を実施し、隊員の身上把握を実施。 ・ さらに、各自衛隊において、継続的にストレス状態を把握するため、チェックシートを用いたメンタルヘルスチェックを実施。 ・ 問題がある隊員に対しては、指揮官、カウンセラー、臨床心理士及び医官などが連携し、メンタルヘルスケアに努めているところ。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 引き続き、上記「当面(今年度中)の取組み」を継続する。</p> <p>○ 人事教育局衛生官付にメンタルヘルス企画官の新設を要求しているとともに、臨床心理士等の増員、部外有識者によるカウンセリングの強化を図る等、メンタルヘルスケア体制の更なる充実を図っていく。</p> <p>○ 現場におけるメンタルヘルスケア要員から、カウンセラーを指導・監督できる心理専門家の育成まで、様々なレベルにおける専門的識能を有する人材の確保・育成を図っていく。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 東日本大震災に伴う災害派遣において、隊員が長期間の厳しい任務に従事することにより心身に受けた影響から回復できるようにする。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(vi) 防災に専門的知見を有する退職自衛官等の国のスタッフの活用等を通じた地方公共団体との連携の強化	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>多くの自衛官は若年で退職することから、防衛省では退職自衛官の再就職援護施策を幅広く実施してきた。その一環で、自衛隊との連携の強化及び地方公共団体の危機管理能力の向上に繋がる施策として、従来から退職自衛官の地方公共団体の防災関係部局への再就職を進めてきたところ、そのような退職自衛官が東日本大震災での各種対応において専門的見地から寄与したことを踏まえ、地方公共団体に対する退職自衛官の再就職援護を更に強化することとした。(なお、平成 23 年 9 月 30 日現在では、各都道府県及び市町村の防災関係部門に勤務する退職自衛官は 200 名であり、平成 22 年度に比して 16 名の増加となっている。)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>退職自衛官の地方自治体への再就職に関しては、現在、各都道府県については 2 県を除き採用実績があるが、全国的に見ると、市町村において採用が少ないため、市町村に対する退職自衛官の採用に関する働きかけを強化するほか、地方自治体への雇用促進のための調査・分析及び施策の検討を実施する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>当面の取組みを引き続き実施。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>退職自衛官の防災関係部局への再就職により、災害等発生時における地方公共団体と自衛隊との連携強化及び、平時の防災計画策定への退職自衛官の参画による地方公共団体の災害対処能力の強化が期待される。数値目標については、各地方公共団体のニーズ等も踏まえる必要があり、定量的な目標を示すのは困難であるが、現在都道府県については 2 県を除き採用の実績があるところ(都道府県レベルでは全国で 70 名:23 年 9 月 30 日現在)、各地方自治体のニーズ等を踏まえつつ、引き続き各都道府県への採用及び、全国的に採用の実績が比較的少ない各市町村レベル(101 市 3 区 10 町 1 村に 130 名:23 年 9 月 30 日現在)に退職自衛官の採用を働きかける。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vii)…国と地方公共団体の連携強化を図るため、自衛隊等…が防災訓練に積極的に参加…地域防災計画の充実を働きかける。	平成23年11月
これまでの取組み		
各地方公共団体などが開催する防災訓練に積極的に参加し、参加関係機関等との連携強化に努めた。		
当面(今年度中)の取組み		
<p>今後も引き続き、地方公共団体などと平素から連携の強化し、地方公共団体の策定している防災計画に、自衛隊の災害派遣活動の役割や連絡体制などが適切に記載され、迅速かつ的確に自衛隊が災害派遣を行えるよう積極的に働きかける。</p> <p>また、同様に円滑な災害派遣活動を行うため、地方公共団体や関係機関及びNPO、NGOなどの民間組織が一体となった地震、水害などを想定した災害対処のための各種共同訓練に自衛隊が積極的に参加するとともに、より一層、実効性を確保するための関係機関等が連携した訓練に努める。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
同 上		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>地方公共団体の防災計画における自衛隊の役割の明示と救援活動に係る地方公共団体・関係機関等との共同訓練の連携の強化</p> <p>自衛隊の災害派遣時における円滑な救援活動の実施</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(viii)…アジア太平洋地域における大規模災害発生時の後方支援の拠点の設置…幅広い角度で検討する。	平成23年11月
これまでの取組み		
—		
当面(今年度中)の取組み		
○アジア太平洋地域における大規模災害発生時の後方支援の拠点について、地理的な優位性を踏まえ、我が国の南西地域に設置することを重点的に検討するため、平成24年度概算要求において、南西地域を対象として、米軍施設等の既存施設の現況等を把握するために必要な調査費を要求した。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○平成24年度において、上記調査を実施する。 ○平成25年度以降、上記調査結果を踏まえ検討する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 人道支援・災害救援のための後方支援の地域的な拠点を日本国内に設けることにより、防災・減災の分野で国際社会にも積極的に貢献していく		